

農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領

平成25年 2月26日付け24農振第2171号

平成25年 2月26日付け24生畜第2233号

東北農政局長
関東農政局長
(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁

}

農村振興局長
生産局長

第1 趣旨

農村地域復興再生基盤総合整備事業（以下「総合整備事業」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年 2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

第2 対象事業等

実施要綱第2に掲げる対象事業等は、それぞれ次に掲げる事業等とする。なお、実施要綱第3の事業実施主体、事業実施要件、事業計画の変更その他この事業の実施に必要なことについては、実施要綱及び実施要領に定めるもののほか、別紙1から別紙10までに定めるところによる。

1 復興再生基盤総合整備事業

別紙1に定めるところにより、被災した農地等の農業生産基盤の整備を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な生活環境の整備を総合的に実施する事業をいう。

2 農地整備事業

別紙2-1及び別紙2-2に定めるところにより、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業をいう。

3 水利施設整備事業

別紙3-1及び別紙3-2に定めるところにより、農業生産の基礎となる農業用排水施設の整備を実施する事業をいう。

4 農地防災事業

別紙4-1及び別紙4-2に定めるところにより、東日本大震災により被災した地域における農業生産の復興・再生を図るとともに、国土及び環境の保全に資するため、農用地及び農業用施設の整備を実施する事業をいう。

5 震災対策農業水利施設整備事業

別紙5-1及び別紙5-2に定めるところにより、東日本大震災により被災した地域における農業生産の復興・再生を図るための農業水利施設の耐震整備を実施する事業をいう。

6 地すべり対策事業

別紙6-1及び別紙6-2に定めるところにより、東日本大震災により地盤の変位が確認されるなど、地すべりの兆候が明らかとなった地域等において地すべり対策を実施する事業をいう。

7 農業集落排水事業

別紙7-1及び別紙7-2に定めるところにより、農村地域における資源循環の促進、農村生活環境の改善等を図るため、し尿、生活雑排水等の処理施設、汚泥、雨水等の循環利用施設等の整備を実施する事業をいう。

8 中山間地域総合整備事業

別紙8-1及び別紙8-2に定めるところにより、農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に実施する事業をいう。

9 草地畜産基盤整備事業

別紙9に定めるところにより、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備や利用施設の整備を一体的に実施する事業をいう。

10 農村地域復興再生基盤総合整備実施計画

別紙10に定めるところにより、総合整備事業に係る地域において、総合整備事業の実施に必要な諸条件について調査・計画及び設計を行い、総合整備事業の計画に必要な実施計画の策定を支援する。

第3 実施区域

実施要綱第4の対象地域のうち、総合整備事業の実施区域については、次のいずれかに該当する区域とする。

- 1 農地の流出や冠水等の被害が認められた別表に掲げる市町村であって、津波による被害を受けた区域、これに密接して一体的に復興・再生を図る必要がある区域又は津波被災地周辺で地盤沈下、液状化による被害を受けた区域
- 2 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第4条第1項第1号の規定による福島県の区域

第4 採択要件

実施要綱第5の採択要件は、次のいずれかに該当するものであって、かつ、別紙1～9に定めるところとする（災害復旧事業及び東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第1の規定による復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を除く。）。

ただし、別紙10の農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、総合整備事業の実施を予定していることをもって採択要件とする。

- 1 第3の1の事業の実施区域において、県又は市町村によって策定された東日本大震災からの復興に関する計画等に農地等を復興・再生するための事業が定められていること。
- 2 第3の2の事業の実施区域において、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第5条第1項の規定に基づく福島復興再生基本方針に即して、同法第7条第1項に基づく避難解除等区域復興再生計画又は同法第38条第1項に基づく産業復興再生計画が策定され、当該計画に農地等を復興・再生するための事業が定められていること。

第5 採択申請等

実施要綱第6の事業の採択申請は、様式第1号により事業採択申請書を作成することにより行うものとし、その手続は、次のとおりとする。

- 1 県知事は、総合整備事業を実施しようとするとき、又は市町村等の長から総合整備事業を実施したい旨の申請があったときは、総合整備事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに事業採択申請書を地方農政局長に提出するものとする。

ただし、農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、採択を希望する年度の前年度の2月末までに提出するものとする。

- 2 地方農政局長は、1の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、総合整備事業の採択を決定して、様式第2号による事業の採択通知書を県知事に送付するものとする。
- 3 県知事は、2の規定による採択通知を受けとった場合は、1の市町村等の長にその旨を通知するものとする。

第6 申請書の審査

第5の3の事業採択申請書の審査は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 水利権、土地その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 3 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 4 第4に定める採択要件を満たしていること。

附 則

（施行期日）

- 1 この実施要領は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 平成24年度において総合整備事業を実施しようとする場合における事業採択申請書の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年3月15日までとする。
- 3 平成25年度において総合整備事業を実施しようとする場合における事業採択申請書の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年10月末日までとする。
- 4 この実施要領は、平成25年5月16日から施行する。

別 表

県 名	市 町 村 名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楡葉町 広野町 いわき市
茨城県	東海村 水戸市 鹿嶋市 神栖市
千葉県	旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市 九十九里町

資料：農林水産省大臣官房統計部、農村振興局「東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在）について」

(様式第1号)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

県知事名 印

農村地域復興再生基盤総合整備事業採択申請書

平成〇〇年度新規事業を実施したいので、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年〇月〇日付け24農振第〇〇号）第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表（別添1のとおり）
2. 農村地域復興再生基盤総合整備事業計画概要表（別添2のとおり）
3. その他

注1：農村地域復興再生基盤総合整備事業計画概要表については、別紙1～10において、当該計画概要表に代わる様式がある場合は、それに換えることができる。

2：その他については、実施要領第4の1及び2の採択要件に関する資料等を添付する。

(別添1)

1. 農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表

事業等名	県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

(注)「実施計画」の場合は、「総事業費」を「調査費」に読み替えるものとする。

平成〇〇年度 農村地域復興再生基盤総合事業 事業計画概要表 (〇〇事業 〇〇地区)

都道府県名		地区名		所在地		地域指定		農振計画		地域指定		整備計画		① 現況農用地等面積		② 農用地区域農用地等面積		②/①		
面積	区分	地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	宅地等	山林野	その他	合計	年月日	年月日	ha	ha	%				
	計画区域											都市計画	区域指定	年月日	線引き		年月日			
	事業計画区域		現況									その他計画	振興山村	過疎	その他					
		計画									年月日		年月日	年月	年月					
事業別面積	区分	地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	計													
	(1)ほ場整備		ha	ha	ha	ha	ha													
	(2)農業用排水施設整備																			
	(3)農道整備																			
	(4)農用地開発																			
	(5)農用地の改良又は保全																			
合計																				
農業の概況	人口、戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳													
							専業	1種兼業	2種兼業											
	実数		人	人	戸	戸	戸	戸	戸											
	構成比		100		100															
	集落		総集落数	集落の内訳				集落当たり平均												
				密居	集居	散居	散在	農家戸数	農家人口											
	実数		集落	集落	集落	集落	集落	戸	人											
	構成比		100																	
	土地基盤整備状況		ほ場整備				道路整備													
			30a未満	30a以上	未整備	計	総延長	整備済	未整備											
実数		ha	ha	ha	ha	m	m	m												
構成比					100	100														
農業地域類型		戸当たり平均農用地面積	主要作物			農家所得基準														
		ha/戸				農家	農業	農外												
						千円	千円	千円												
費用負担等	事業名		負担区分					受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体									
			国	県	市町村	その他	受益者	戸	人											
			%	%	%	%	%													
効果	事業名		工事の着手時期及び完了予定時期					年度～年度												
費用	事業名		千円		千円		千円		千円											
関連事業	事業名		工期	受益面積	総事業費	進捗率	本事業との関連													
				ha	千円	%														
法手続	事業名		公告年月日			申請年月日														

(注) 整備される施設の管理を委託する場合には、予定管理方法を添付すること。

平成〇〇年度 農村地域復興再生基盤総合事業 一般計画図 (〇〇事業 〇〇地区)

一般計画図

位置図

S = 1 :

凡 例	
ほ場整備	
農業用排水施設整備	
⋮	
農業集落排水施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面 積	表示単位はヘクタールまでとする。(小数点以下四捨五入。以下同じ。)
計画区域	事業計画に定める区域をいう。
事業計画区域	本事業で対応する各事業の対象区域をいう。
地 目	(1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地(道水路、鉄道等の用地は除く)、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、(あるいは共同減歩の対象)となった地積は()書きする。
事業別面積	(1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に()書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを()書きで併記する。 (3) 「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。
地域指定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
そ の 他	「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。
事 業 費	ほ場整備、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入する。
費用負担等負担区分	(1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段()に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対象人口	営農飲雑用水の対象人口を記入する。
関連事業	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。
事 業 名	本事業と直接関連する事業を、国、県、団体宮別と事業の種類を記入する。
受益面積	本事業と重複する場合、重複する分を()書きで上段に併記する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりや考慮して作成する。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

県知事 殿

地方農政局長

農村地域復興再生基盤総合整備事業採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった地区について、下記のとおり、事業実施地区として採択したので通知する。

記

農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表（別添のとおり）

(別添)

農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表

事業等名	県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

(注)「実施計画」の場合は、「総事業費」を「調査費」に読み替えるものとする。

別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1に掲げる復興再生基盤総合整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業の内容等

1 実施主体

(1) 復興再生基盤総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の実施主体は県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農林業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当と認められる団体とする。

ただし、実施計画を策定する事業にあつては、一部事務組合を除くものとする。

なお、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

(ア) 団体の代表者及び代表権の範囲

(イ) 団体の意志決定の機関及びその決定方法

(ウ) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

(2) 本事業のうち、事業計画に基づき実施する事業については、一の地区につき一の事業計画に基づき、工種の性質に応じて事業実施主体が実施するものとする。

2 対象地区

(1) 本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の区域又は当該区域と一体的に整備する事を相当とする区域において実施するものとする。

(2) 本事業のうち、集落農園整備については、「農業振興地域整備の推進について（平成14年11月1日付け14農振第1179号農林水産事務次官依命通知）」の記の2の規定に関わらず、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができるものとする。

3 事業メニュー

本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。なお、本事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第10項に定める農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施策等を整備する事業として行う場合にあつては、その工種が次表の2の項に掲げるものであることとする。

区分	工 種	内 容
1 農業生産基盤整備	(1)ほ場整備	<p>農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備。</p> <p>本事業を令第50条第1項第5号の2に掲げる土地改良事業として行う場合にあっては、おおむね20ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものとする。</p> <p>自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあっては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。</p>
	(2)農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更等
	(3)農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(4)農用地開発	農用地の造成（農用地間の地目変更を含む）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農用地の改良又は保全	<p>(1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 農業用又は災害防止用のため池の老朽化による決壊、漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するため行う堤体及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修</p> <p>② 土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤又は排水路等の施設の新設又は改修</p> <p>③ 農用地の改良又は保全のために必要な暗渠、客土、床締め、防風林等</p> <p>④ 交換分合</p>
2 集落基盤整備	(1)農業集落道整備	<p>農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備、並びに、主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。</p> <p>② 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。</p> <p>③ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。</p>

	<p>④ 当該施設を整備する場合にあたっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系の保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。</p>
<p>(2) 営農飲雑用水施設整備</p>	<p>家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 営農飲雑用水施設の整備にあたっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。</p> <p>② 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和32年法律第177号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。</p> <p>③ 受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は、2戸以上とする。</p>
<p>(3) 農業集落排水施設整備</p>	<p>農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 受益戸数は、おおむね20戸（北海道、離島、集落排水路にあつては10戸）以上とする。ただし、末端受益戸数は、2戸以上とする。</p> <p>② 当該施設を整備する場合にあたっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巢ブロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。</p> <p>③ 河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第5条に規定する1級河川及び2級河川に係る改良工事は、当該施設の整備の対象としないものとする。ただし、やむを得ず1級河川又は2級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手續を踏み、あらかじめ事業実施主体が河川管理者に協議して許可の見通しがたった後に計画するものとする。</p> <p>④ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条及び第4条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る本事業による農業集落排水施設を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。</p> <p>⑤ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備にあたっては、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準じて行うものとする。</p>

<p>(4) 農業施設等用地整備</p>	<p>ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設であって、本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地 ② 地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地 ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。） ④ 市町村老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地 ⑤ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地 ⑥ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
<p>(5) 集落防災安全施設整備</p>	<p>集落の防災安全のために必要な、農業用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備。 整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工等とする。</p>
<p>(6) 自然環境・生態系保全施設整備</p>	<p>土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設であって、次の事項を内容とするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設とは、農村の自然環境を生物の生態系保全空間の拠点として整備するとともに、拠点をつなぐ生態系回廊として農業用排水路、集落排水路、農道、集落道等を生態系に配慮した工法により整備し、自然環境ネットワークの形成を図るものとする。 ② 当該施設の整備にあたっては、リサイクルされた資源を利用した水質浄化のための農業用排水路、農業用ため池等の施設、用排水路における除塵施設、自然環境に配慮した農業用排水路及び農業用ため池等の施設の整備を実施できるものとする。 ③ 修景施設とは、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

<p>(7) 地域資源利活用施設整備</p>	<p>農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む）して農業生産の補完等を行うための施設であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 農村地域の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源とする。</p> <p>② 施設の整備は次のとおりとする。</p> <p>ア 農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等</p> <p>イ 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設に地域資源を供給する施設</p> <p>ウ ア及びイに付随して市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設</p> <p>エ 農村地域における有機性資源の処理、再生利用等の施設</p> <p>なお、附帯する施設の整備は上記イ及びエの施設の敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。</p> <p>③ ②のエの整備を行う場合の対象資源及び生成物の取扱は以下のとおりとする。</p> <p>ア 処理、再利用等の対象は、農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ等とする。</p> <p>イ 生ごみ又は家畜ふん尿を処理対象の過半とすることはできないこととする。</p> <p>ウ 有機性資源の処理、再利用等の施設とは、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（たい肥舎、たい肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等をいうものとする。</p> <p>④ 有機性資源を取り扱う施設の整備にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止に十分留意するものとする。</p> <p>⑤ 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする。</p>
<p>(8) 施設補強整備</p>	<p>農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設のうち、安全性の確保のために必要な補強。</p> <p>防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。</p>
<p>(9) 地域農業活動拠点施設整備</p>	<p>農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備であって、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 建物については、事業地区内の既存の施設の有効活用を基本とし、新たに整備を行う場合についても既存施設</p>

	<p>の改築や他事業との合築を基本とする。施設の新設については、必要最小限に止めるものとする。</p> <p>② 建物の整備規模は、延床面積でおおむね500平方メートル以内とする。</p> <p>③ 建物の整備については、別に定める基準を満たすものとする。</p> <p>④ 用地の整備については、廃校の校庭、公共施設跡地等の改修を原則とし、かつ、用地取得費は事業対象としないものとする。</p> <p>⑤ 用地の整備の対象は、建物の整備と併せて行う場合にあつては敷地整備、駐車場、植樹、芝生等とし、用地の整備のみを行う場合にあつては整地、土留工、水飲場、便所、駐車場等とする。</p>
(10)集落農園整備	<p>ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な整備であつて次のいずれかの事項を内容とするもの。</p> <p>① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>③ ①又は②に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備</p> <p>④ 当該施設の整備にあつては、集落農園開設のために必要な農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に周辺農用地の整備を行うものとする。</p> <p>⑤ 附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。</p> <p>⑥ 保健休養施設の整備等高齢者・障害者の利用に資するための整備を実施できるものとする。</p>
(11)情報基盤施設整備	<p>土地改良施設等の維持管理やこれに関連する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な施設の整備であつて、次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに係る情報の伝達に必要な通信線の整備</p> <p>② 防災の観点から当該施設を整備する場合にあつては、①に掲げる施設に附帯するものであつて、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造</p>
(12)施設環境整備	<p>農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修。</p> <p>当該施設の整備にあつては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。</p>

<p>(13)歴史的土 地改良施設保 全整備</p>	<p>歴史的土 地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施 設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備であつて、次によるものとする。</p> <p>① 歴史的土 地改良施設の保全整備に当たっては、次に掲 げる要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若し くは第98条の規定に基づき重要文化財として指定され、 若しくは指定されることが確実と認められる土地改良 施設又は同法第56条の2の規定に基づき登録され、若 しくは登録されることが確実であると認められる土地 改良施設であること。</p> <p>イ 当該施設の支配面積が20ヘクタール以上であること。</p> <p>② 本表1の工種欄の2の(13)の「緊急に必要な補強工事 及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、以下の 施設の整備を行うものとする。</p> <p>ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫 イ 管理道及び駐車場</p>
<p>(14)集落土地基 盤整備</p>	<p>ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事 業であつて次の事項を内容とするもの。</p> <p>① 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地 （農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号 の農用地区域（以下「農用地区域」という。）以外の区域 の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地 区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行う もの。</p> <p>② ①と一体的に整備することが重要な農用地区域内の農 用地を対象とするもの。</p>

4 事業計画等

(1) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事業が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、同法第7条及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 事業の目的
- (イ) 事業の目標及び指標
- (ウ) 事業計画区域の範囲
- (エ) 工事計画
- (オ) 費用の総額及びその内容
- (カ) 工事の着手及び完了予定時期
- (キ) 事業実施主体
- (ク) 効用

- (k) 費用負担の方法及び資金計画
 - (l) 施設の予定管理者及び（予定）管理方法
 - (m) 地域住民活動の計画
 - (n) 関連事業
- (2) 事業実施主体は、当該事業計画の作成に当たって必要がある場合には、本事業により整備される施設の予定管理者と協議調整を図るものとする。

第3 事業の実施

1 交付要件

- (1) 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落生活環境施設の整備を総合的に行うものであること。ただし、周辺農用地の整備が完了している事業計画区域又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であって、第1の3の表の区分欄の2に掲げる工種の整備を実施する場合は、この限りでない。
- (2) 本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。

2 事業計画等の変更

- (1) 事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。
- (ア) 工種の追加又は廃止
 - (イ) 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
 - (ウ) その他主な工事の著しい変更
- (2) 県知事は、事業実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式第1号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長に提出するものとする。
- (3) 県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人及び農林業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資若しくは拠出している団体が事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別紙様式第1号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長に提出するものとする。

第4 助成

1 助成経費

本事業の対象となる助成経費は次のとおりとする。

- (1) 純工事費
- (2) 測量及び試験費

- (3) 船舶機械器具費
- (4) 用地費及び補償費
- (5) 全体実施設計費
- (6) 換地費

2 本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業の実施に関し必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。ただし、実施計画を策定するための事業にあつては、この限りではない。

- (1) 日本政策金融公庫資金の貸付条件は、日本政策金融公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。
- (2) 農業近代化資金の貸付条件は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）に定めるところによるものとする。

第5 経過措置

地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）に基づき事業を実施してきた地区であつて、実施要領第4の1及び2の採択要件を満たし、平成24年度以降に本事業により継続して事業を実施する地区については、事業計画概要表の提出をもって本事業へ移行されたものとみなし、この運用に定めることのほかは、なお地域自主戦略交付金交付要綱の例による。

別記様式第1号

事業計画等変更手続報告書

番号
年月日

地方農政局長 殿

県の長の氏名 印

復興再生基盤総合整備〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。

(別記様式第1号の別紙)

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経緯	着工年度	完了予定年度		○年までの進捗率(事業費ベース)	
項目	現計画	変更計画		増△減	備考
事業費					
投資効率					
所得償還率					
工期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

別紙2-1（農地整備事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の2に掲げる農地整備事業の運用については、実施要綱、実施要領及によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

- 1 農業生産法人等 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下この別紙において同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう）。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（6に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1) 農業者（農業生産法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下この別紙において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業及び東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第2条第3項に規定する復旧関連事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農業生産法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が県知事と協議して定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して県知事はあらかじめ地方農政局長の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第6の1により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下この別紙において「促進計画」という。）、第6の2により市町村が作成する農業農村活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）の目標年度又は第3の4の耕作放棄地型の事業完了年度（耕作放棄地解消・集積促進事業（別表の区分の欄の4の(3)のオの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を実施する場合にあっては、第6の4により県知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。）以下この別紙において同じ。）の目標年度までに認定農業者となることが確実に見込まれること。

なお、促進計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 促進計画又は活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下この別紙において同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下この別紙において「特定農業団体等」という。）であることが確実に見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実に見込まれること。

(ア) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下この別紙において「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下この別紙において「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、事業実施地区に係る市町村の農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想（以下この別紙において「市町村基本構想」という。）において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農業生産法人を除く。）の場合

促進計画若しくは活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置づけられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 高度経営体 次に定めるいずれかの基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。

(1) 一定規模（都府県にあっては4ヘクタール、北海道にあっては10ヘクタール）以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用（その耕作の業務の対象となる農地のうちに、農地法第32条の規定による農業委員会からの通知を受け、かつ、同法第33条の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。）し、か

- つ、国が定める環境規範（環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。）を遵守する認定農業者
- (2) 市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者
 - (3) 特定農業団体等であって、7ヘクタール（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域にあっては、4ヘクタール）以上の経営等農用地を集積する者
 - (4) 品目別経営安定対策の対象者（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号の要件を満たす者及び同規則第43条第2号の要件を満たす者をいう。）
 - (5) その他市町村長が特に認める担い手
- 5 特定高度経営体 4の高度経営体であって、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 家族農業経営（世帯単位で農業を行う者及び法人化して農業を行う者のうち一戸一法人をいう。）にあっては、事業実施地区外も含めた経営等農用地の面積が10ヘクタール以上のもの
 - (2) 法人経営（一戸一法人を除く。）及び集落営農経営にあっては、事業実施地区外も含めた経営等農用地の面積が25ヘクタール以上のもの
- 6 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。
- (1) 耕起
 - (2) 代かき
 - (3) 田植え又は播種
 - (4) 収穫

第3 事業の内容

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもののうち2以

上を総合的に実施するもの

(3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(4) 復旧関連事業と一体的に実施する別表区分の欄の2から4までの事業

2 畑地帯担い手育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)に掲げるもの並びに別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3) 復旧関連事業と一体的に実施する別表の区分の欄の2から4までの事業

3 畑地帯担い手支援型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の2から3までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下この別紙において「単独施設整備」という。）

(4) 次に掲げるア又はイのいずれかを行う事業（以下この別紙において「単独土層改良」という。）

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(3)に掲げる事業、同表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業

イ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業

(5) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業のみを行う事業（以下この別紙において「単独営農用水」という。）

4 耕作放棄地型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)まで又は(7)に掲げるものを実施するもの

(2) (1)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを一

体的に実施するもの

5 通作条件整備型

以下の事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下この別紙において「野菜指定産地における畑地帯」という。）、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙において「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第4項に定める農業集落（以下この別紙において「農業集落」という。）を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

第4 事業実施主体

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2から5に定める場合を除き、県とする。
- 2 指導事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のア及び(2)のアの指導事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、特定都道県又は特定都道県土地改良事業団体連合会とする。

- 3 調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイ及び(2)のイの調査・調整事業をいう。以下この別紙において同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(5)の耕作放棄地活用推進事業をいう。）の事業実施主体は、県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業生産法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)の農業経営高度化促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）及び耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(4)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、県又は市町村とする。
- 5 通作条件整備における保全対策型の事業実施主体は県又は市町村とする。

第5 採択要件

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。
- (2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 次に定める要件を全て満たすこと。
 - (ア) 生産基盤整備事業等の完了時において、①又は②のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。ただし、経営体育成型に係る担い手に第2の3の(3)に定めるもの（集落営農の場合）が含まれる地区で行われる事業で、①又は②の要件を満たさないと見込まれることがやむを得ない場合を除く。
 - ① 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。
 - ② 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)の事業（以下この別紙において「高度土地利用調整事業」という。）を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下この別紙において同じ。）に比べ30%以上増加すること。
 - (イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別紙において「担い手農地利用集積率」という。）が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
 - ① 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあつては、これが30%以上となること。
 - ② 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合にあつては、これが10パーセントポイント以上増加すること。
 - ③ 事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である

場合にあつては、これが60%以上となること。

④ 事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあつては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

⑤ 事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあつては、これが95%以上となること。

⑥ 事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別に定める集積団地要件を満たす農用地面積（以下この別紙において「担い手農地面的集積面積」という。）の割合（以下この別紙において「担い手農地面的集積率」という。）が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合にあつては、これが20%以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合にあつては、これが7パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合にあつては、これが42%以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合にあつては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合にあつては、これが66.5%以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地面的集積率が66.5%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への面的集積が図られること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されることが確実に見込まれること。

① 農業生産法人が存在しない地区

事業開始時に農業生産法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成22年経営第7133号）第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農業生産法人が設立されることが確実に見込まれること。

② 農業生産法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農業生産法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得

安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

- (イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。
- (3) 農業経営高度化支援事業（別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、次に定める要件を満たすこと。
 - ア 高度経営体集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のアの高度経営体集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この別紙において「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となることとする。
 - イ 特定高度経営体集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のイの特定高度経営体集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業の受益面積に占める促進計画に定める目標年度における特定高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この別紙において「特定高度経営体集積率」という。）が20%以上となることとする。
 - ウ 高度経営体面的集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のウの高度経営体面的集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、事業開始時における当該事業の受益面積から担い手農地面的集積面積を除いた面積に対する、事業開始時から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地の面積の割合（以下この別紙において「高度経営体面的集積向上率」という。）が15%以上となることとする。
 - エ 農業生産法人等農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のエの農業生産法人等農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、経営所得安定対策加入経営体集積率（当該事業の受益面積に占める農業生産法人等及び高度経営体のうち経営所得安定対策加入経営体の経営等農用地の面積の割合をいう。以下この別紙において同じ。）が50%以上となることとする。

2 畑地帯担い手育成型

- (1) 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあっては100ヘクタール、離島にあっては10ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあっては、県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、畑地帯担い手育成型で実施することの妥当性について十分検討した結果、畑地帯担い手育成型で実施することがやむを得ないと判断したものに

あつては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（3の(1)において同じ。）。

(2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア (ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 事業完了時に、担い手農地利用集積率が次のとおり増加することが見込まれること。

- ① 事業採択時20%未満の場合にあつては、30%以上となること。
- ② 事業採択時20%以上50%未満の場合にあつては、10パーセントポイント以上増加すること。
- ③ 事業採択時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。
- ④ 事業採択時55%以上90%未満の場合にあつては、5パーセントポイント以上増加すること。
- ⑤ 事業採択時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。
- ⑥ 事業採択時95%以上の場合にあつては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

(イ) 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること

- ① 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。
- ② 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること。

イ 担い手に農業生産法人を除く法人を位置づけた場合にあつては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

(3) 高度経営体集積促進事業を実施する場合にあつては、事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時から活性化計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この別紙において「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となることとする。

3 畑地帯担い手支援型

(1) 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(2) 単独施設整備を行う場合にあつては、(1)に関わらず、次に定める要件を全て満たすこと。

ア 国営土地改良事業及び都道県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設を対象とするものであること

イ 受益面積がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね20ヘクタール）以上であつて、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること。

ウ 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項

の規定に基づき指定された地域)、果樹濃密生産団地(果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域)、高能率生産団地(農業団地育成対策基本要綱(昭和47年5月29日付け47企第187号農林事務次官依命通知)に定める地域)であって畑作物が生産される地域、寒冷地畑作振興地域(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和34年法律第91号)第2条第1項の規定により指定された地域)、気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定により指定された地域)、集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下この別紙において「酪農肉用牛生産振興法」という。))第3条第1項の規定により指定された地域)であって畑作物が生産される地域、活動火山周辺地域(活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第2条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周辺の地域)であって畑作物が生産される地域若しくは輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地として別に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域(以下この別紙において「畑作物の生産を振興すべき地域」という。))において行うものであること。

- (3) 単独土層改良を行う場合にあっては、(1)に関わらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画(以下この別紙において「不良土層関連保全計画」という。))又は良品質麦安定供給強化対策実施要領について(平成10年9月2日付け10食糧第974号(企画)食糧庁長官通達)による承認に基づき県生産者団体が策定する良品質麦生産計画に即した良品質麦生産土層改良保全計画(以下この別紙において「麦生産関連保全計画」という。))に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次に定める要件を全て満たすこと。ただし、麦生産関連保全計画が策定されている地域(奄美諸島及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策地域を除く。))にあっては次に掲げる要件のア及びウに該当するものであること。

ア 受益面積がおおむね30ヘクタール(奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール)以上であること。

イ 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

ウ 営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。

エ 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層(別に定める基準に該当するものをいう。))が受益面積のおおむね5割以上を占めること。

- (4) 単独営農用水施設整備事業を行う場合にあっては、受益農家が20戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための

計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであって、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

ア 受益農家が酪農経営農家である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。

イ 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

4 耕作放棄地型

(1) 別紙2-2の第3の3の(1)に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。

(2) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び別紙2-2の第3の3の(3)に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が6%以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上の場合にあつては、3%以上）であること。

(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（別表の区分の欄の4の(3)のオの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあつては、別に定める要件を満たすこと。

5 通作条件整備型

通作条件整備の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画が作成されているほか、以下の要件による。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下この別紙において「過疎地域」とい

う。)、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

- (イ) 総事業費が1億円以上であること。
- (ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）、振興山村又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。
- (エ) 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて、次の条件に適合するもの。

- (ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。
 - (イ) 総事業費の合計が30百万円以上であること。
- ただし、点検診断についてはこの限りでない。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

- (ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。
- (イ) 総事業費が5千万円以上であること。
- (ウ) 全幅員がおおむね4.5メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ。）において行うものにあつては、全幅員がおおむね4メートル以上であること。

イ 樹園地等型

受益面積がアの（ア）の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの。

- (ア) 総事業費及び全幅員がアの（イ）及び（ウ）の条件に適合する幹線農道
- (イ) 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道
- (ウ) 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道
- (エ) 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。）

ウ 農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下この別紙において「特定農山村地域」という。）、それらに準ずる地域又は、林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の50パーセント以上を占める地域に含まれることとし、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大及び、農業集落の農家、地域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の条件に適合するもの。

- (ア) 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。
- (イ) 総事業費が5千万円以上であること。
- (ウ) 車道幅員がおおむね4メートル以上であること。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。

- (ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。
 - (イ) 総事業費の合計が30百万円以上であること。
- ただし、点検診断についてはこの限りでない。

第6 計画の作成

本事業の実施にあたっては、県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の促進計画の提出を受けた上で、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて(5)の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 集積促進整備計画

ア 農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

- (ア) 次に掲げる事項が明らかなものであること。
 - ①計画区域の現況
 - ②担い手等の見通し
 - ③担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容
- (イ) 第5の1の(2)の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

イ 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 農業構造改善目標
- (イ) 担い手等の見通し
- (ウ) 農用地の流動化計画
- (エ) 経営体育成計画又は農業生産法人等育成計画
- (オ) 土地利用計画
- (カ) 農業生産基盤整備計画

(2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 農業構造再編の目標
- (イ) 農用地の流動化計画
- (ウ) 経営体育成計画
- (エ) 農業生産法人等育成計画
- (オ) 土地利用計画
- (カ) 農業機械利用計画
- (キ) ほ場の整備計画
- (ク) 農業生産基盤の整備目標
- (ケ) 関連事業計画
- (コ) 推進体制整備計画
- (サ) 営農環境の整備目標
- (シ) 土地改良施設等の管理計画
- (ス) 農業農村整備事業管理計画
- (セ) その他必要な事項

エ 促進計画の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するものとする。

オ 促進計画の策定にあたっては、次の計画等との整合を図るものとする。

- (ア) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画
- (イ) 農業農村整備事業管理計画について(平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長通知)に定める事業管理計画

2 畑地帯担い手育成型

県知事は、畑地帯担い手育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の活性化計画の提出を受けた上で、令第50条第4項の畑

地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「畑地帯集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

(1) 畑地帯集積促進整備計画

ア 令第50条第4項の農林水産大臣が定める基準とは次のとおりとする。

(ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

(イ) 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

イ 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造改善目標

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 農地の流動化計画

(エ) 土地利用計画

(オ) 農業生産基盤整備計画

(2) 活性化計画

ア 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

イ 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造再編の目標

(イ) 農地の流動化計画

(ウ) 土地利用計画

(エ) 関連事業計画

(オ) 推進体制整備計画

(カ) 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

(キ) その他必要な事項

(ク) 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

3 畑地帯担い手支援型

県知事は、畑地帯担い手支援型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から3の(2)に定める畑地帯営農促進基本計画（以下この別紙において「基本計画」という。）を受けた上で、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下この別紙において「高度化整備計画」という。）を作成する

ものとする。ただし、単独営農用水整備を行う場合にあってはこの限りではない。

(1) 高度化整備計画

ア 農地整備事業に係る令50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

- (ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること
- (イ) 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること
- (ウ) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく市町村の認定を受けた農業生産法人等生産者組織にあっては、1経営体以上とする。）
- (エ) 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること

イ 高度化整備計画の作成にあたっては、基本計画と整合を図るものとする。

(2) 基本計画

(ア) 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

(イ) 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 農業構造の目標
- ② 土地利用計画
- ③ 農業生産基盤の整備目標
- ④ 基盤整備等事業計画
- ⑤ 推進体制
- ⑥ その他必要な事項

(ウ) 市町村は、基本計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

(3) 市町村は、畑地帯担い手支援型において、単独土層改良を行うときは、次に定める要件を満たす保全計画（不良土層関連保全計画又は麦生産関連保全計画をいう。以下この別紙において同じ。）を作成するものとする。

ア 保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付け計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の実情に応じて定めるものとする。

イ 市町村は、保全計画の策定にあたり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を

聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成、推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

4 耕作放棄地型

県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙2-2の第4の4に定めるところにより、令第50条第6項の遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。）を作成するものとする。

5 高付加価値農業振興計画

県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

エ その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

① 高付加価値農業に関する営農計画

② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

③ 農用地の権利移動状況

④ 各種計画との調整

6 農業経営高度化計画

県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別添2-2の第4の5に定めるところにより、農業経営高度化計画を作成するものとする。

7 通作条件整備計画

通作条件整備の事業計画は、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定め

るものとする。ただし、第3の5の(1)のイ、(2)のウ及びエの事業についてはこの限りではない。

第7 計画の変更等

1 県知事は、経営体育成型において、促進計画の変更があった場合（別紙2-2に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

2 県知事は、畑地帯担い手育成型において、活性化計画の変更があった場合（別紙2-2に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

3 県知事は、畑地帯担い手支援型（単独土層改良及び単独営農用水を除く。）において、基本計画の変更があった場合（別紙2-2に定める場合に限る。）には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うとともに、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

4 県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

5 県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1)農道の新設又は改良を行うもの（第3の5の(2)のウに規定する農業集落間型（以下この別紙において「農業集落間型」という。）によるものを除く。）

県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。

ア 当該事業の施行に係る受益面積の10パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が10ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画については、土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるものを定める件（平成18年9月25日農林水産省告示第1272号。以下この別紙において「告示」という。）第1号の(3)のイの(ア)及び(イ)に掲げる変更

ウ 事業費であつて告示第3号に規定されているものについての変更

(2)保全対策型及び農業集落間型

県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、通作条件整備計画の範囲内において保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、緊急対策施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。

ア 当該事業の施行に係る受益面積の10パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が10ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画の著しい変更

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第8 事業の達成状況報告等

経営体育成型、畑地帯担い手育成型（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）又は耕作放棄地型として農地整備事業を実施する場合、県知事は、地方農政局長等に、農地整備事業の達成状況について報告するものとする。

第9 助成

国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費等の一部につき、別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

第10 その他

この事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。

第11 経過措置

- 1 ほ場整備事業実施要綱（昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業が農地整備事業に移行する場合における取扱いについては、ほ場整備事業実施要綱の例による。
- 2 土地改良総合整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通知）に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（一般型、省力化型、担い手育成型及び担い手支援型）が農地整備事業に移行する場合における取扱いについては、土地改良総合整備事業実施要綱の例による。
- 3 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知。）に基づき平成15年度に採択された事業の実施地区については、第3の1の(2)のアの(ア)の規定は適用しないものとする。
- 4 ほ場整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業（担い手育成型）、土地改良総合整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（担い手育成型）及び畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成14年度までに採択された畑地帯総合整備事業の地区であって、農業経営高度化支援事業を実施するものについては、第3の1の(3)のア及び第3の2の(3)に規定する「20%」を「5%」と読み替えることとする。
- 5 経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき平成15年度に採択された事業の実施地区については、第3の1の(2)のアの(イ)の基準を、「事業の完了時において、

次の①及び②を満たすことが確実に見込まれること。

① 担い手農地利用集積率が25%以上となること。

② 担い手農地利用集積増加率が20%以上となること。」

と読み替えるものとする。

なお、土地改良総合整備事業実施要綱第4に規定する土地改良総合整備事業(担い手支援型)で採択の申請を検討していた地区のうち経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき採択した地区については、第4の1の(2)のAの(イ)の基準を、「事業の完了時において、担い手農地利用集積率が次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(1) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあっては、これが25%以上となること。

(2) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。」

と読み替えるものとする。

6 「土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について」(平成9年10月8日付け9構改D第242号農林水産事務次官依命通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年7月28日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)の第2の表の(2)の部の2畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項の採択基準等の欄の(1)又は「畑地帯総合整備事業実施要綱の制定について」による廃止前の高生産性土層改良事業実施要綱(平成6年7月8日付け6構改D第420号農林水産事務次官依命通知)及び畑地帯総合整備事業(施設整備型)実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第549号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業については、各事業の要綱の例によるものとする。

7 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」(平成11年10月1日付け11構改D第156号農林水産事務次官依命通知)による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱第4の3に基づき、平成10年度以前に採択された畑地帯総合整備事業の地区については、改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱の例によるものとする。

8 6及び7に定めるところにかかわらず、この通知の施行前に採択された畑地帯総合整備事業実施要綱第4の3、土地改良事業関係補助金交付要綱の第2の表の(2)の部の2畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項採択基準等の欄の(1)、緊急畑地帯総合整備事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第477号農林水産事務次官依命通知)及び高生産性土層改良事業実施要綱に基づき採択された地区であって、畑地帯総合整備事業実施要綱第4の1及び2の要件に該当するものについては、別に定める方法により、畑地帯総合整備事業実施要綱に基づく事業とすることができる。

9 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」(平成20年4月1日付け19農振第1904号農林水産事務次官依命通知)による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱別表1の区分の欄の2の項の事業種類の欄の(7)に定める事業として、改正前に同要綱第7の1の規定に基づき平成20年度における事業実施採択申請が

行われているもののうち農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止設備の新設、廃止又は変更に該当するものについては、改正後の畑地帯総合整備事業実施要綱別表1の区分の欄の1の項の事業種類の欄の(8)に定める事業として申請が行われたものとみなすことができる。

- 10 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）の別紙1（農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、実施要領第4の1及び2の採択要件を満たし、平成24年度以降に本事業により継続して事業を実施する地区については、実施計画概要表の提出をもって本事業へ移行されたものとみなし、この運用に定めることのほかは、なお戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱の例による。
- 11 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2242号農林水産事務次官依命通知）の別紙1（農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、実施要領第4の1及び2の採択要件を満たし、平成24年度以降に本事業により継続して事業を実施する地区については、実施計画概要表の提出をもって本事業へ移行されたものとみなし、この運用に定めることのほかは、なお特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱の例による。
- 12 6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱（平成24年10月26日付け24農振1602号農林水産事務次官依命通知）の別紙1（農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、実施要領第4の1及び2の採択要件を満たし、平成24年度以降に本事業により継続して事業を実施する地区については、実施計画概要表の提出をもって本事業へ移行されたものとみなし、この運用に定めることのほかは、なお6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱の例による。
- 13 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）の別紙1（農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、実施要領第4の1及び2の採択要件を満たし、平成24年度以降に本事業により継続して事業を実施する地区については、実施計画概要表の提出をもって本事業へ移行されたものとみなし、この運用に定めることのほかは、なお農山漁村地域整備交付金実施要綱の例による。
- 14 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振2185号）の別紙1（農地整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、実施要領第4の1及び2の採択要件を満たし、平成24年度以降に本事業により継続して事業を実施する地区については、実施計画概要表の提出をもって本事業へ移行されたものとみなし、この運用に定めることのほかは、なお地域自主戦略交付金交付要綱の例による。

1 工事費

ア 純工事費

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 促進費

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農用地等の区画形質の変更 除礫 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農用地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護	

		岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	
	(7) 生態系保全空間整備事業	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	
	(8) 営農用水施設	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの	
	(9) 農作業準備休憩施設	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	
	(10) 地域資源利活用基盤	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、県等が行う普及・指導活動	経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る
	(2) 耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、県等が行う普及・指導活動	耕作放棄地型に限る
	イ 調査・調整事業	耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	耕作放棄地型に限る
	(3) 農業経営高度化促進事業 ア 高度経営体集積促進事業	高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援	経営体育成型及び畑地帯担い手育成型に限る
	イ 特定高度経営体集積促進事業	特定高度経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	経営体育成型に限る
	ウ 高度経営体面的	高度経営体への農用地の面的集積に向けた促	経営体育成型

	集積促進事業	進支援	に限る
	エ 農業生産法人等 農地集積促進事業	農業生産法人等経営所得安定対策加入経営体 への農用地の利用集積に向けた促進支援	経営体育成型 に限る
	オ 耕作放棄地解消 ・集積促進事業	担い手への耕作放棄地の利用の面的集積に向 けた促進支援	耕作放棄地型 に限る
	(4) 耕地利用高度化推 進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗 渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産 環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付 面積、単収・単価等の調査	経営体育成型 及び畑地帯担 い手育成型に 限る
	(5) 耕作放棄地活用推 進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗 渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件 整備活動、その他の農地の良好な生産環境の 維持及び条件整備活動	耕作放棄地型 に限る
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別紙 2-2 (農地整備事業に係る取扱い)

第1 趣旨

実施要綱第2の2に掲げる農地整備事業に係る取扱いについては、実施要綱、実施要領及び別紙2-1によるほか、この取扱いに定めるところによる。

第2 事業の内容

別紙2-1の農地整備事業に係る運用(以下この別紙において「運用」という。)第3に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、以下の条件に適合することを要するものとする。

1 経営体育成型

(1) 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農業生産法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。))を含む。)、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく指定地域及び山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村において行うものにあつては、20アール)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域(以下のいずれかに該当する区域)については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域(畑地、樹園地、田畑輪換区域等)。

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層(基岩、盤層、礫層、泥炭層等)の出現のおそれのある区域。

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域。

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化(地下水層の切断等)させる区域。

(3) 農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の条件を満すものについて施行することができるものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること

- (4) 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、(2)にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする

2 畑地帯担い手支援型

運用第3の3の(4)に定める単独土層改良にあっては、以下のいずれかに該当する地域で実施するものに限る。

- (1) 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マージ等の不良土層地帯
- (2) 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域（以下この別紙において「特土壤地帯」という。）
- (3) かんきつ、りんご、ぶどう、パイナップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにゃく及びくわ（以下この別紙において「特定畑作物」という。）から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域

3 共通事項

(1) 営農環境整備事業

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業にあたっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施にあたっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設

の用に供するものであること。

(エ) 営農施設の撤去又は移転であつて、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施にあたっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(2) 農業経営高度化支援事業

ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業生産法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農業生産法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 本事業の啓発普及

(イ) 本事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促

進事業に関する助言若しくは指導

- (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修
- (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動

カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動
- (イ) 土地利用調整活動
- (ウ) 関係機関との調整活動
- (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催
- (オ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下この別紙において同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。

- (ア) 高度経営体集積促進事業及び特定高度経営体集積促進事業
高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- (イ) 高度経営体面的集積促進事業
高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- (ウ) 農業生産法人等農地集積促進事業
経営所得安定対策加入者への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- (ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備
- (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農用地の維持・管理
- (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備
- (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

- (3) 事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

4 通作条件整備

(1) 事業の実施区域は、原則として県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施するものとし、運用第3の5の(1)のイ及び(2)のエに規定する保全対策型（以下この別紙において「保全対策型」という。）を実施する場合には、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線（以下この別紙において「既設の農道」という。）を対象とする。

(2) 運用第3の5に規定する基幹農道整備（以下この別紙において「基幹農道整備」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

第3 事業の採択要件

1 経営体育成型

(1) 運用第5の1の(1)の受益面積の確認にあたっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りではない。

ア 面的集積を進める基本的な方針（以下この別紙において「基本方針」という。）が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下この別紙において「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農用地集積加速化整備構想（以下この別紙において「整備構想」という。）が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

(2) (1)のイに定める「基本方針」については、以下のとおりとする。

ア 基本方針は、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 面的集積の実施に関する基本的な事項

(イ) 面的集積を進める区域（農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する面的集積を進めることが特に必要な区域）として設定する区域

(ウ) 面的集積の推進体制に関する事項

(エ) 農業経営基盤強化促進法第4条の第2項から第4項までに規定する事業との連携を予定している場合にあつては、当該事業との連携に関する事項

イ 事業実施地区に係る市町村は、(1)に掲げる事項を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。

ウ 基本方針の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(3) (1)のウの「整備構想」については、以下のとおりとする。

ア 整備構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農用地の現況及び問題点

(ウ) 地域における農業の振興方向

(エ) 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容

(オ) その他必要な事項

イ 整備構想の作成にあつては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他経営体育成型と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ 整備構想の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(4) 運用第5の1の(2)のイの(ア)のただし書きの場合、県知事は、別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。

(5) 運用第5の1の(2)のイの(ア)の認定農業者数には、農業生産法人にあつては当該法人の構成員のうち常時従事者の数（地区外に経営農用地（農業生産法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地をいう。）を有する農業生産法人にあつては当該地区内の経営等農用地面積と当該法人の経営農用地面積の割合から按分し、常時従事者数を算出することとする（一未満の端数は切り上げる。）。）及び特定農業団体の数を含めることができるものとする。

(6) 運用第5の1の(2)のイの「別に定める集積団地要件」は、同一の担い手の経営等農用地であつて北海道では1.5ヘクタール、都府県では1ヘクタール（県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2つ以上の農用地であって、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、経営体育成型の趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの

2 畑地帯担い手支援型

(1) 運用第5の3の(2)のウの別に定める地域とは、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 特定畑作物のいずれかの作物を作付けしていること。

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(ア) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和28年法律第258号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が30パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね300ヘクタール以上であること。

(イ) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が50パーセント以上であること。

(2) 運用第5の3の(3)のエの別に定める基準とは、旧土壌保全対策要綱（昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下この別紙において「地力調査」という。）における土壌生産力可能性等級がⅢ又はⅣ等級に相当するものをいう。不良土層の分布状況の把握にあたっては、地力調査等土壌の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあつては、地力調査に準じて新たに土壌の調査を実施するものとする。

3 耕作放棄地型

(1) 運用第5の4の(1)の整備基本構想については、以下のとおりとする。

ア 整備基本構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農用地の現況及び課題

(ウ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針

(エ) 整備基本構想の実現のための整備方針

(オ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（第3の3の(2)に該当する場合に限る。）

(カ) その他必要な事項

イ 整備基本構想の策定にあつては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合及びその他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

- ウ 整備基本構想の様式は、別記様式第4号によるものとする。
- (2) 運用第5の4の(2)の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。ただし、以下に掲げる要件のいずれも満たす場合には、この限りでない。
- ア 営農区の規模の合計が60ヘクタール以上であること。
- イ 各営農区内において、「耕作放棄地解消支援ガイドラインの策定について（平成20年4月15日付け19農振第2126号農村振興局長通知）」に定める耕作放棄地解消計画の実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。
- なお、「営農活動等が展開される」とは、将来にわたり持続的な農業生産を可能とするために、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保及び農業生産活動等に関する計画が整備基本構想において定められていることをいうものとする。
- (3) 運用第5の4の(3)の基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地とは、次のア又はイのいずれかに該当する農地とする。
- ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下この別紙において「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地。
- イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地。
- (4) (3)の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、県知事が判断するものとする。
- (5) 運用第5の4の(4)の別に定める要件とは、耕作放棄地面的集積率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が面的集積される耕作放棄地の割合をいう。以下この別紙において同じ。）が4%以上となることとする。
- (6) (5)の「面的集積」とは、1の(6)の「別に定める集積団地要件」を満たすものとする。

第4 計画の作成

1 経営体育成型

- (1) 集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。
- (2) 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
- ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

イ 集落懇談会の開催

(3) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

ア 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、運用第2の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

イ 農用地の流動化計画

アに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農用地流動化面積の目標を設定する。

ウ 経営体育成計画

アに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成等に係る目標を設定する。

エ 農業生産法人等育成計画

アに基づき、農業生産法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

オ 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

カ 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、アの農業構造再編の目標及びオの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

キ ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場(大区画)、一般ほ場(標準区画)、労働集約型ほ場(小区画)等に分割して作成する。

ク 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

ケ 関連事業計画

農用地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

コ 推進体制整備計画

担い手に農用地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

サ 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

- シ 土地改良施設等の管理計画
土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。
- ス 農業農村整備事業管理計画
ク及びサの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。
- セ その他必要な事項
土地利用、景観保全協定等について定める。

2 畑地帯担い手育成型

(1) 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領によるものとする。

(2) 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

(3) 活性化計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

イ 農地の流動化計画

アに基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

ウ 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

エ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

オ 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

カ 農業生産基盤及び営農環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

3 畑地帯担い手支援型

(1) 運用第6の3の(1)の高度化整備計画の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

- (2) 運用第6の3の(2)の基本計画の様式は、別記様式第6号によるものとする。
- (3) 運用第6の3の(3)の不良土層改良保全計画の様式は、別記様式第7号によるものとする。
- (4) 運用第6の3の(3)の麦生産関連保全計画の様式は、別記様式第8号によるものとする。

4 耕作放棄地型

- (1) 運用第6の4の遊休農地利用増進土地改良整備計画には、以下に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 計画区域の現況
 - イ 課題及び整備方針
 - ウ 耕作放棄地解消・利用増進計画
 - エ 担い手への農地の利用増進計画
 - オ 整備計画
 - カ 耕作放棄地解消支援計画
 - キ 耕作放棄地解消・集積促進計画
 - ク 耕作放棄地活用推進計画
- (2) 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第9号によるものとする。
- (3) 遊休農地利用増進整備計画は、運用第5の4の(1)の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

5 共通事項

- (1) 運用第6の6の農業経営高度化計画は、別記様式第10号又は別記様式11号を用いて作成するものとする。
- (2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。
 - ア 当該事業の目的
 - イ 費用負担予定者
 - ウ 工事計画
 - エ 費用の総額
 - オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法
 - カ 資金計画
- (3) (2)の計画を定めるにあつては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(2)のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

6 通作条件整備

通作条件整備事業の実施にあつては、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。

- (1) 本事業を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や、関連する農業基盤整備等について別記様式第12号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

(2) 保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、実施する予定の既設の農道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「保全対策基本方針」という。）を作成し、県知事の承認を得るものとする。

ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、県知事が作成する場合にあってはこの限りでない。

なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て基本方針を作成することができる。

(3) 保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「緊急対策施行申請書」という。）を県知事に提出するものとする。

なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。

第5 計画の変更等

1 運用第7の1、2及び3の別に定める場合は、以下に掲げるいずれかの理由により促進計画、活性化計画又は基本計画を変更した場合とする。なお、その報告は別記様式第15号によるものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農業生産法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農業生産法人等育成計画に変更が生じた場合

2 運用第7の4の遊休農地利用増進整備計画の変更にあっては、別記様式第16号により報告するものとする。

第6 事業の達成状況報告等

1 運用第8に定める農地整備事業の達成状況報告は、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第17号、別記様式第18号、別記様式第19号又は別記様式20号のいずれかにより行うものとする。

2 県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画、活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了

年度)までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第21号、別記様式第22号又は別記様式第23号のいずれかにより翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

- 3 運用第5の1の(2)のウの要件による事業実施地区にあつては、県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農業生産法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第24号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあつては、県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度(耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後の年度並びに第3の3の(5)の確認を行う年度)に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 4の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。
- 6 通作条件整備の保全対策型のうち、点検診断を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

第7 助成

- 1 運用の別記の工事費には、非農用地に係る換地(換地上必要な工事を含む。)に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
 - (1) 農業近代化施設用地
 - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
 - (3) 集落移転用地
- 2 運用の別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後(耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあつては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下この別紙において同じ。)までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後までにおいて実

施するものとする。

5 農業経営高度化促進事業の助成は、促進計画、活性化計画又は遊休農用地利用増進整備計画に定める目標年度までに運用第5の1の(3)又は第5の2の(3)若しくは第5の4の(4)に定める要件を満たしている場合に行うものとする。

6 農業経営高度化促進事業の助成は、7の限度額の範囲内において行うものとする。

7 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(1) 高度経営体集積促進事業

ア 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020

イ 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025

ウ 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030

エ 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.035

オ 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.040

カ 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.045

キ 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.05

(2) 特定高度経営体集積促進事業

ア 特定高度経営体集積率が20%以上30%未満の場合にあつては、0.010

イ 特定高度経営体集積率が30%以上40%未満の場合にあつては、0.015

ウ 特定高度経営体集積率が40%以上50%未満の場合にあつては、0.020

エ 特定高度経営体集積率が50%以上の場合にあつては、0.025

(3) 高度経営体面的集積促進事業

ア 高度経営体面的集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.020

イ 高度経営体面的集積向上率が20%以上27.5%未満の場合にあつては、0.030

ウ 高度経営体面的集積向上率が27.5%以上35%未満の場合にあつては、0.040

エ 高度経営体面的集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.050

オ 高度経営体面的集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.060

カ 高度経営体面的集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.070

キ 高度経営体面的集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.075

(4) 農業生産法人等農地集積促進事業

ア 経営所得安定対策加入経営体集積率が50%以上55%未満の場合にあつては、0.050

イ 経営所得安定対策加入経営体集積率が55%以上60%未満の場合にあつては、0.055

ウ 経営所得安定対策加入経営体集積率が60%以上65%未満の場合にあつては、0.060

エ 経営所得安定対策加入経営体集積率が65%以上70%未満の場合にあつては、0.065

オ 経営所得安定対策加入経営体集積率が70%以上75%未満の場合にあつては、0.070

カ 経営所得安定対策加入経営体集積率が75%以上の場合にあつては、0.075

(5) 耕作放棄地解消・集積促進事業

- ア 耕作放棄地面的集積率が4%以上5%未満の場合にあつては、0.020
 - イ 耕作放棄地面的集積率が5%以上6%未満の場合にあつては、0.030
 - ウ 耕作放棄地面的集積率が6%以上7%未満の場合にあつては、0.040
 - エ 耕作放棄地面的集積率が7%以上8%未満の場合にあつては、0.050
 - オ 耕作放棄地面的集積率が8%以上9%未満の場合にあつては、0.060
 - カ 耕作放棄地面的集積率が9%以上10%未満の場合にあつては、0.070
 - キ 耕作放棄地面的集積率が10%以上の場合にあつては、0.075
- 8 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 9 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。
- 10 東北地方太平洋沖地震により被災した地域に係る農業経営高度化促進事業の助成については、6及び7にかかわらず、高度経営体集積向上率、特定高度経営体集積率、高度経営体面的集積向上率、経営所得安定対策加入経営体集積率及び耕作放棄地面的集積率（以下「高度経営体集積向上率等」という。）の見込みによって算出される7の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等に着手する年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度の翌々年度までの間において、随時、実施することができるものとする。ただし、助成の累計額が、促進計画又は活性化計画に定める目標年度における高度経営体集積向上率等によって算出される7の限度額を超えることのないよう留意しなければならない。
- 11 10の農業経営高度化促進事業の助成は、土地改良事業負担金の償還費、機械経費等の投資的経費、農地賃貸借料一括前払費等、高度経営体や特定高度経営体による農地の利用集積と円滑な経営再開を促進するものとしなければならない。なお、この場合においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）は適用しないものとする。

第8 その他

- 1 運用別表の区分1から4までのうち生産基盤整備事業以外の事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 農地整備事業により整備された暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。
なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあつては、行政財産として適切に管理することとする。
- 3 第7の7、8及び9の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち、生産基盤整

備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定にあたっては留意されたい。

- 4 事業の実施にあたっては、県は、可能な限り事業費単価の低減に努めるものとする。
- 5 運用第3の3の(3)に定める単独施設整備及び(4)に定める単独土層改良に係る事業計画概要書の様式は、それぞれ別記様式第25号及び別記様式26号によるものとする。
- 6 土地改良法第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知）において示されているところであるが、単独施設整備については、その性格にかんがみ、別記様式第27号及び別記様式第28号により作成するものとする。

第9 継続地区に係る特例

- 1 運用第11の4の地区については、第7の7の(1)にかかわらず、高度経営体集積促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
 - (1) 高度経営体集積向上率が5%以上10%未満の場合にあつては、0.005
 - (2) 高度経営体集積向上率が10%以上15%未満の場合にあつては、0.010
 - (3) 高度経営体集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.015
 - (4) 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020
 - (5) 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025
 - (6) 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030
 - (7) 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.035
 - (8) 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.040
 - (9) 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.045
 - (10) 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.050
- 2 運用第11の4の地区については、第6の2の報告のうち農業経営高度化計画の達成状況に係る部分について、目標年度の翌年度から農業経営高度化支援事業の完了年度までにおいても行うこととする。
- 3 「経営体育成促進事業実施要領の一部改正について」（平成17年4月1日付け16農振第2015号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の経営体育成促進事業実施要領に規定する事業を平成16年度までに実施し、かつ、同要領の第9の1の(2)の報告を平成18年度以降に行うこととしていた地区については、第7の規定はなお従前の例による。
- 4 運用第11の5の担い手農地利用集積増加率とは、促進計画に明記された担い手全体の事業開始時の経営等農用地の面積に対する、事業開始時から事業完了時までにかけて事業地区内において増加する経営等農用地の面積の割合をいう。
- 5 運用第11の8の別に定める方法とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、事業計画概要書に加え、畑地帯担い手育成型にあつては活性化計画及び農用地整備計画、畑地帯担い手支援型（単独土層改良、単独営農用水を除く。）にあつては基本計画及び高度化整備計画、単独土層改良にあつては保全計画、基本計画及び高度化整備計画を添付した認定申請書を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は所要の審査の上、これを認める場合にあつては認定通知書を送付する。
- (2) (1)の申請にあたり、既に土地改良法の手続きを経た土地改良事業以外の土地改良事業を当該地区に追加又は変更して申請する場合にあつては、追加又は変更する部分に相当する土地改良事業は、所要の土地改良法の手続きを必要とすることに留意するものとし、土地改良事業以外の事業種類についても、当該地区に追加又は変更して申請する場合にあつては、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、計画変更の必要が生じた場合にあつては、遅滞なく所要の手続きを行うものとする。
- (4) 上記(1)から(3)までの手続きについては、運用第5の2の規定を準用する。

(別記様式第1号)

面的集積を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 面的集積の実施に関する基本的な事項	農用地の面的集積をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	面的集積に関する目標		
2. 面的集積を進める区域	面的集積促進区域（面積）		(h a)
			(h a)
3. 面的集積の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注1：「面的集積を進める区域」は大字単位とする。

注2：「面的集積の推進体制に関する事項」は当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農用地の現状及び課題 ・整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区設定理由 ・全体整備量 ・全体整備（受益）面積 ・営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・整備による効果 ・全営農区面積 ・担い手への面的集積面積率の増加見込み ・高度経営体への面的集積向上率の見込み
5. 各営農区の概要	
①〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想																																							
事 項	内 容																																						
6. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針： 																																						
7. 農地集積加速化整備構想図	<p>別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） <p>・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>A営農区</p> <p>1 整備内容</p> <p>2 営農構想</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60%; text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>B営農区</p> <p>1 整備内容</p> <p>2 営農構想</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">受益面積</th> <th style="text-align: center;">面的集積面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区</td> <td style="text-align: center;">2.0 ha</td> <td style="text-align: center;">2.0 ha</td> </tr> <tr> <td>B営農区</td> <td style="text-align: center;">0.8 ha</td> <td style="text-align: center;">0.4 ha</td> </tr> <tr> <td>C営農区</td> <td style="text-align: center;">0.8 ha</td> <td style="text-align: center;">0.8 ha</td> </tr> <tr> <td>D営農区</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> </tr> <tr> <td>E営農区</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地区</td> <td style="text-align: center;">[Solid Line]</td> <td style="text-align: center;">担い手の面的集積算定範囲</td> <td style="text-align: center;">[Dashed Line]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前歴事業</td> <td style="text-align: center;">[Dotted Line]</td> <td style="text-align: center;">高度経営体の面的集積算定範囲</td> <td style="text-align: center;">[Dash-dot Line]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営農区</td> <td style="text-align: center;">[Horizontal Lines]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受益面積</td> <td style="text-align: center;">[Diagonal Lines]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		受益面積	面的集積面積	A営農区	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	E営農区	ha	ha	凡例				地区	[Solid Line]	担い手の面的集積算定範囲	[Dashed Line]	前歴事業	[Dotted Line]	高度経営体の面的集積算定範囲	[Dash-dot Line]	営農区	[Horizontal Lines]			受益面積	[Diagonal Lines]		
	受益面積	面的集積面積																																					
A営農区	2.0 ha	2.0 ha																																					
B営農区	0.8 ha	0.4 ha																																					
C営農区	0.8 ha	0.8 ha																																					
D営農区	ha	ha																																					
E営農区	ha	ha																																					
凡例																																							
地区	[Solid Line]	担い手の面的集積算定範囲	[Dashed Line]																																				
前歴事業	[Dotted Line]	高度経営体の面的集積算定範囲	[Dash-dot Line]																																				
営農区	[Horizontal Lines]																																						
受益面積	[Diagonal Lines]																																						

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

農地整備事業（経営体育成型）届出書

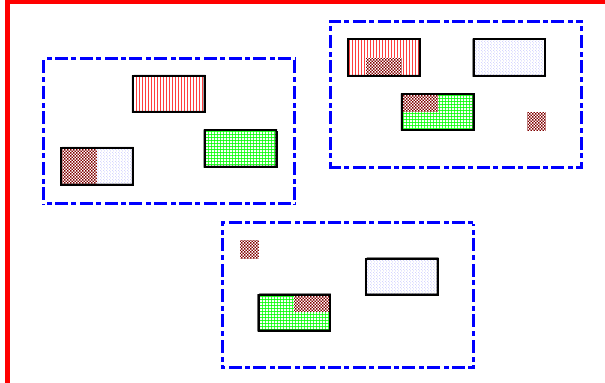
農地整備事業に係る運用第6の1の(2)のアの(ア)のただし書きにより事業を実施したく、下記のとおり届け出ます。

記

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
			ha	百万円	
運用第6の1の(2)のアの(ア)のただし書きを適用する理由					

注：「運用第6の1の(2)のアの(ア)のただし書きを適用する理由」の内容を確認できる書類を添付する。

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積：
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農地の現況及び課題
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・整備内容 ・整備による効果
6. 営農区の概要	営農区数： 営農区面積の合計：
①〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想															
事 項	内 容														
7. 営農区の営農活動等方針	<ul style="list-style-type: none">・農業の生産性の向上方針：・担い手育成・確保方針：・農業生産活動方針：														
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	<p>別に添付すること。 (図面スケール：1/25,000 又は1/50,000) また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①地区範囲、(営農区範囲)②各営農区の整備内容③各営農区の整備目的 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;">・ 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(〇〇地区)</p><div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">A営農区 1 整備内容 2 営農構想</div><div style="border: 1px solid red; padding: 10px; width: 60%; text-align: center;"></div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">B営農区 1 整備内容 2 営農構想</div></div><div style="margin-top: 10px;"><table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="2">凡例</th></tr></thead><tbody><tr><td>地区</td><td style="text-align: center;">[Red solid line]</td></tr><tr><td>営農区</td><td style="text-align: center;">[Blue dashed line]</td></tr><tr><td>排水改良</td><td style="text-align: center;">[Blue horizontal lines]</td></tr><tr><td>区画整理</td><td style="text-align: center;">[Red vertical lines]</td></tr><tr><td>客土</td><td style="text-align: center;">[Green horizontal lines]</td></tr><tr><td>耕作放棄地</td><td style="text-align: center;">[Brown diagonal lines]</td></tr></tbody></table></div></div>	凡例		地区	[Red solid line]	営農区	[Blue dashed line]	排水改良	[Blue horizontal lines]	区画整理	[Red vertical lines]	客土	[Green horizontal lines]	耕作放棄地	[Brown diagonal lines]
凡例															
地区	[Red solid line]														
営農区	[Blue dashed line]														
排水改良	[Blue horizontal lines]														
区画整理	[Red vertical lines]														
客土	[Green horizontal lines]														
耕作放棄地	[Brown diagonal lines]														

※ 6、7については、取扱い第5の3の(2)に該当する場合のみ記入すること。

土地利用計画図
〇〇県〇〇地区

(位置図)

凡 例			
担い手の農用地			黒
区 分	農 用 地	水 田	赤
		畑	黄
		飼料畑	黄緑
	樹園地	茶	
分	農地転用区域		青
	非農用地区域		緑

注1：3土地利用計画に従って区分する。
注2：計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折り込みとする。

2 農業構造の目標

(1) 経営改善の基本方針

(農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。)

(2) 担い手等の見通し (目標年度における農業就業人口)

① 農家数及び経営規模

区 分	専 業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模
現 在 (H 年)	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸
計 画 (H 年)								

注1：上段()は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。
注2：計画は、事業完了後について記載する。
注3：計画欄[]は、生産組織数で外数。

② 担い手の見通し

区 分	担い手農家数	農業生産法人数	生産組織数	その他(経営受託)	計
現 在 (H 年)					
計 画 (H 年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 地区に占める担い手のシェア見通し

区 分	担い手農家数	受益農家数	シェア	担い手経営面積	受益面積	シェア
現 在 (H年)						
計 画 (H年)						

(3) 担い手農家の概要

整理番号	担い手農家名	年 齢	後継者の有無	営 農 の 目 標		備 考
				現 況	目 標	

注：営農の目標は、営農類型ごとの経営等農用地面積（基幹2作業等の受託作業を含む面積で所有、権利（利用権を含む）設定、受託面積の合計面積）又は主たる従事者一人当たり年間労働時間を記載する。

(4) 農業生産法人・生産組織の概要

農業生産法人及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家 戸 数 (戸)		常 時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

営 農 類 型	経営規模の目標	農家戸数の目標	そ の 他

(6) コスト低減目標

① 都道府県における農作物生産向上指針

項 目	作物名	現状		目標		現状		目標		試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a 当たり	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考)県平均労働時間									
	費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考)一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

② 当該市町村の農作物生産向上指針

項 目	作物名	現状		目標		現状		目標		試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a 当たり	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考)県平均労働時間									
	費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考)一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換地工区	地区面積	土地利用の区分								担い手等				農業生産集積率 (C)=(B)/(A)			
		受益地					非農用地	その他	計	農家	農業生産法人	生産組織	その他		計		
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小計											

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	担い手等								合計	
	農家		農業生産法人		生産組織		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。)

(2) 基盤整備の概要

① 農業用排水施設

項 目	現 況	計 画
幹線水路 幹線排水路 支線水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み		

② 農 道

項 目	現 況	計 画
幹線道路 幹線道路 支線道路 支線道路 道路総延長 うち改良済み		

③ 区画整理

項 目	現 況		計 画	
	面 積	比 率	面 積	比 率
畑	総 面 積			
	整 備 済			
水田	総 面 積			
	整 備 済			

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ① - (② + ③)	備 考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

5 基盤整備等事業計画

(1) 基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予 定 工 期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農 家

(2) 関連事業

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)との 関連(生産基盤整備による経営の合理化)	備 考
		導入年度	完了年度		

例1：農業農村活性化農業構造改善事業
 例2：新農業構造改善事業
 例3：集会的利用権等調整事業
 例4：その他

6 推進体制

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。)

7 その他必要な事項

(別記様式第7号)

不良土層関連保全計画書

都道府県名		(ア)地区名		所在地				整備の基本方向	
地目		水田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	合計	基本方向
面積(ha) (農用地外)									
計画区域の農業状況		計画区域の農業状況							基本方向
現 状 の 状 況	土層統(区)名	面積(ha)	阻害要因			改良済み及び不要面積(ha)	要改良面積(ha)	改良対策	
			級位	要因	内容				
	合計								
基盤整備状況	事業名	年次	事業量	事業内容					地域資源需給計画
地域指定	名称								構 想
	指定年								
		年間需要量(t)		年間供給量(t)			備考		
	作物名	面積	10a当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量		
	計				計				
		土層管理計画							
		推進・支援体制							
		備考							

(別記様式第8号)

麦生産関連保全計画書

都道府県名		(刀かす)地区名		所在地		良品質麦生産計画に基づく、整備の基本方向と改善対策(土壌改善・排水対策)								
地目	水田	普通畑	牧草畑	樹園地	牧草放牧地	その他	合計							
面積(ha) (農用地 外)														
計画区域 の農業 状況							基本 作 付 計 画							
現 層 の 状 況	土壌統(区)名	面積 (ha)	阻 害 要 因			改良済み 及び不要 面積(ha)		要改良 面積 (ha)	改良 対策					
			級位	要因	内容									
	合計													
基 盤 整 備 状 況	事業名	年次	事業量	事業内容				構 想						
良 品 質 麦 生 産 に お け る 現 状 と 課 題	①土壌改善			②排水対策				地 域 資 源 需 給 計 画						
								年間需要量 (t)	年間供給量(t)			備 考		
								作物名	面積	10a当たり	投入量		施設名	管理団体
								計				計		
								土層管理計画				備 考		
								推進・支援体						

(別記様式第9号)

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

1 計画区域の現況

都道府県名		地区名		所在地				
地目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
農用地面積 (ha)								
受益地内の耕作放棄地面積		ha	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合				%	
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積		ha						
地形・地質	土壌・気象							
地域農業概要	専業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得 (平成 年)		
						農業所得	千円	
	1戸当たり平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円
							計	千円
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用率 (%)
作付面積 (ha)								
単位収量 (kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

地域農業の現状と課題	
地域農業の振興方向	
整備方針	

3 耕作放棄地解消・利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 取扱い第3の3の(3)及び(4)により、耕作放棄地となるおそれがあると県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

4 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
農業者	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
農業生産法人	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
生産組織	()	()	()	()	()	()	()
特定農業団体	()	()	()	()	()	()	()
その他法人	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
〈合計〉 担い手数							
《事業前》	()	()	()	()	()	()	()
《事業完了》	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の [] 内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)
 ※ 合計欄の 《 》 内には地区内農地面積 (ha) を記載

5 整備計画

営農区名 所在地	農地面積 (ha)	営農計画、 営農活動方 針 等	耕作放棄地等面積		解消方針	整備計画		
				うち 受益地内		工種名	事業量	受益 面積

※ 本表は取扱い第3の3の(2)に該当する場合のみ記入すること

区 分 事業名		面 積 (ha)					備 考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基 幹 事 業							
併 せ 行 う 事 業							

6 耕作放棄地解消支援計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

※運用別表の区分の欄の4のうち耕作放棄地解消支援事業を実施する場合のみ記入すること

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

※運用別表の区分の欄の4の事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合のみ記入すること

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地面的集積計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業者	/		
うち認定農業者数			
農業生産法人			
うち認定農業者数			
生産組織			
特定農業団体			
その他法人			
今後育成する農業者			
<合計>	(耕作放棄地面積) (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に面的集積した面積 (ha) を記載 (合計欄の [] 内には地区内農用地面積に占める担い手に面的集積した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 耕作放棄地活用推進計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

※運用別表の区分の欄の4のうち耕作放棄地活用推進事業を実施する場合のみ記入すること

(別記様式第10号)

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

(2) 高度経営体の育成計画

区 分	品目別対策対象者				一定規模以上の 認定農業者		過半の農業所得を確保する 認定農業者		左記以 外の特定農業 団体等 (団体 数)	その他市町村長が特に 認める担い手			計
	認定農業者		特定農業 団体 (団体 数)	その他	農業者 (人)	法人 (法人 数)	農業者 (人)	法人 (法人 数)		認定農業者		特定農業 団体(団 体数)	
	農業者 (人)	法人 (法人 数)								農業者 (人)	法人 (法人 数)		
計画時(○年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
生産基盤整備事業等完了時(0年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
目標年度(○年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注1：() は特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ特定高度経営体について記入する。

(3) 高度経営体への農地利用集積計画

区 分	農用地 面積 (ha) A	高度経営 体の 所有面積 (ha) B	高度経営体への使用収益権面積 (ha)				高度経営 体への 3作業 受託面積 (ha) D	高度経営 体への 利用集 積面積(ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める高 度経営体 の利用集積 率 E/A (%)
			経営基盤 強化法の 賃借権設 定	農地法第 3条によ る賃借権 設定	そ の 他	計 C			
事業実施前 (〇年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	
要件達成確認時 (〇年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	
目標年度 (〇年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	

注1：複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

注2：() は特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ特定高度経営体について記入する。

(4) 高度経営体集積促進事業を実施する場合の高度経営体集積向上率の計画

	農用地 面積 (ha)	担い手への 利用集積面積 (ha)	高度経営体 への利用集 積面積 (ha)	高度経営体 集積向上率 (%)	助成割合
事業実施前 (〇年度)	F	G	H	/	/
要件達成確認時 (〇年度)			I	(I-H) / (F-G)	

注1：高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(5) 特定高度経営体集積促進事業を実施する場合の特定高度経営体集積率の計画

	農用地 面積 (ha) J	特定高度経営体へ の利用集積面積 (ha) L	特定高度経営体 への利用集積率 (%) L/J	助成割合
事業実施前 (〇年度)				/
要件達成確認時 (〇年度)				

注1：特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(別記様式第11号)

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1: 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2: 計画の内容は、地域の実情を勘案し、高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の面的集積の促進に資するものとする。

(2) 高度経営体の育成計画

区 分	品目別対策対象者				一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		特定農業団体等(団体数)	その他市町村長が特に認める担い手			計
	認定農業者		特定農業団体等(団体数)	その他	農業者(人)	法人(法人数)	農業者(人)	法人(法人数)		認定農業者		特定農業団体(団体数)	
	農業者(人)	法人(法人数)								農業者(人)	法人(法人数)		
計画時(○年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
生産基盤整備事業等完了時(0年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
目標年度(○年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注1: 複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

注2: () は特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ特定高度経営体について記入する。

(3) 高度経営体への農用地面的集積計画

区分	農用地面積 (ha) A	高度経営体の所有面積のうち面的集積面積 (ha) B	高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				高度経営体への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) D	高度経営体への面的集積面積 (ha) E = B + C + D	農用地面積に占める高度経営体への面的集積率 E / A (%)
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前 (〇年度)									
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)									
要件達成確認時 (〇年度)									
目標年度 (〇年度)									

注1：複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(4) 促進事業を実施する場合の高度経営体面的集積向上率の計画

	農用地面積 (ha)	担い手への面的集積面積 (ha)	高度経営体への面的集積面積 (ha)	高度経営体面的集積向上率 (%)	助成割合
事業実施前 (〇年度)	F	G	H		
要件達成確認時 (〇年度)			I	(I-H) / (F-G)	

注1：促進事業を実施する場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(別記様式第12号)

〇〇地域通作条件整備計画

＜整備区域概要図＞ (整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載)	
事項	内容
1. 整備区域の概要	(地域概況を記載)
2. 整備区域における農業構造の現況及び問題点	(地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載)
3. 地域における農業の振興方向	(作付作物及び土地利用体系等を記載)
4. 整備構想実現のために必要な通作条件整備等の内容	(個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備(受益)面積等を記載)
5. 関連事業の概要	(関連事業地区(施設)毎に、事業名、事業主体、事業概要等を記載)

注) 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段 () 書きとすること。

(別記様式第13号)

保全対策基本方針

策定年度：平成 年度

策定主体：

知事認定：平成 年 月 日

1. 施設の現状と対策の基本方針

(既設農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載)

2. 地域の概要

①地域状況

②地域の農地面積

単位：ha

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

③主要農作物の作付状況

作物名	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(千円)	備考

④地区の農家状況

集落名	戸数			人口				備考
	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	農家率 (%)	総戸数 (人)	農家人口 (人)	農業就業 人口 (人)	農業就業 人口比率 (%)	
合計								

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備 概要	事業実施 希望年度	旧事業履歴			備考
	延長 (m)	車道 幅員 (m)	全幅員 (m)	管理者			事業名	地区名	実施 年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名(施設名)	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第14号)

緊急対策施行申請書

策定年度：平成 年度

策定主体：

知事認定：平成 年 月 日

1. 整備施設の概要

(農道の被災状況、路線の利用形態、被災の影響、対策の必要性、事業の内容等について記載)

2. 地域の概況

①地域の農地面積

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴			備考
	延長(m)	車道幅員(m)	全幅員(m)	管理者			事業名	地区名	実施年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名(施設名)	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第15号)

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

〇〇地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農地整備事業に係る運用第8の規程により、下記資料を添付して報告します。

記

1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型の場合]

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

[畑地帯担い手育成型の場合]

2. 農業農村活性化計画
3. 畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画

[畑地帯担い手支援型の場合]

2. 畑地帯営農促進基本計画
3. 畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
型				ha	百万円	

(別記様式第16号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

遊休農地利用増進土地改良整備計画の変更を行ったので、運用第8に基づき、下記書類を添付して報告します。

記

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

都道府 県 名	フリガナ 地 区 名	所 在 地	受益面積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

(別記様式第17号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用の第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績
(平成15年度採択地区に適用)

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手の 所有面積 (ha)		担い手への使用収益権面積 (ha)								担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha)		担い手への 利用集積面積 (ha)			農用地面 積に占め る担い手 への利用 集積率 H/A (%)		
		地区 内 B	地区 外 C	経営基盤強 化法の賃借 権設定		農地法第3 条による賃 借権設定		そ の 他		計		地区 内 F	地区 外 G	地区 内 H=B+ D+F	地区 外 I=C+ E+G	計			
				地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外								
事業実施前															J	L		M	
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	N1
増 加 率 (K1-J)/(J+L) (%)															()			()	N1-M
〇〇年度まで															K2				N2
増 加 率 (K2-J)/(J+L) (%)																			N2-M

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(平成16年度採択地区より適用)

区 分	農用地 面積 (ha) A	担い手の所有 面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha) D	担い手への 利用集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める担 い手への利 用集積率 E/A (%)
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C			
事業実施前									F
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	() G1
増加ポイント G1-F									()
〇〇年度まで									G2
増加ポイント G2-F									

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(2) 認定農業者の育成実績 (平成16年度採択地区より適用)

	市町村全体				地 区 内					
	現 況	目 標 A	全農家 戸数 B	目標割合 (%) A/B	現 況 C	計 画	〇〇年度 まで D	全農家 戸数 E	認定農業 者比率 (%) D/E	増加率 (%) (D-C)/C
認定農業者数						()				

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(3) 担い手別農地利用集積方法 (平成16年度採択地区より適用)

権利等 の種類	担 い 手 区 分													
	農業者		うち認定 農業者		農業生産 法人		うち認定 農業者		生産組織	特定農業 団体	今後育成 すべき農 業者	計		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人 数	面積 (ha)	法人 数	面積 (ha)	組 織 数	面積 (ha)	団 体 数	面積 (ha)	人 数 等	面積 等 (ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(平成18年度採択地区より適用)

権利等の種類	担 手 区 分															
	農業者		農業生産法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計							
	うち認定農業者		うち認定農業者						人数	面積	人数	面積				
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)
自己所有地																
賃貸権設定																
経営受託																
基幹作業受託																
計																

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(4) 担い手育成の実績 (平成16年度採択地区より適用)

区 分	農業者 (人)	うち認定 農業者	農業生産 法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体 (団体)	今後育成す べき農業者 (人等)
計 画 時							
目 標							
実績(〇〇年度まで)							

(平成18年度採択地区より適用)

区 分	農業者 (人)	うち認定 農業者	農業生産 法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
計 画 時								
目 標								
実績(〇〇年度まで)								

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表(平成16年度採択地区より適用)

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法					
					農業者		農業生産法人	生産組織	特定農業団体	今後育成すべき農業者
					うち認定農業者	うち認定農業者				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20				
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06				
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40				
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35				
小計		5.01			5.01	5.01				
~~~~~										
計										

注1：一覧表は担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

(平成18年度採択地区より適用)

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法						
					農業者		農業生産法人	生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者
					うち認定農業者	うち認定農業者					
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35					
小計		5.01			5.01	5.01					
~~~~~											
計											

注1：一覧表は担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

(別記様式第18号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農用地面的集積の実績

区 分	農用地 面 積 (ha) A	担い手の所 有面積のう ち面的集積 面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				担い手への基 幹ほ場3作業 受託面積のう ち面的集積面 積 (ha) D	担い手への 面的集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積に 占める担い手 への面的集積 率 E/A (%)
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C			
事業実施前									F
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	() G1
増加ポイント G1-F									()
〇〇年度まで									G2
増加ポイント G2-F									

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(2) 担い手別農用地面的集積方法

権利等 の種類	担い手区分																	
	農業者		農業生産 法人		生産組織		特定農業 団体等		その他 法人		今後育成す べき農業者		計					
	うち認定 農業者		うち認定 農業者															
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

注3：その他法人とは、運用の第2の3の(4)に該当するものとする。

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番 号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別面的集積方法							
					農業者		農業生産法人		生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成 すべき農 業者
						うち認定 農業者		うち認定 農業者				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑	⑥	(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小計		5.01			5.01	5.01						
~~~~~												
計												

注1：一覧表は担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

(別記様式第19号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 農業経営高度化支援事業	実施した農業経営高度化支援 事業の内容	備考

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 農業生産法人等への農地利用集積の実績

区 分	農用地 面積 (ha) A	農業 生産 法人 等の 数	農業生産法人等の 所有面積 (ha) B C		農業生産法人等への使用収益権面積 (ha)								農業生産法人等の 基幹3作業 受託面積 (ha) F G		農業生産法人等への 利用集積面積 (ha) H I 計			農用地に 占める 農業生 産法人 等への 利用 集積率 H/A (%)	
					経営基盤強 化法の賃借 権設定		農地法第3 条による賃 借権設定		そ の 他		計								
					地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外							地区 内
事業実施前																			J
計 画	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) K1
増加ポイント K1-J																			( ) [ ]
〇〇年度まで																			K2
増加ポイント K2-J																			

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段[ ] : 目標年度

注1 : 運用第2の1に該当する農業生産法人等について記載する。

注2 : 本表の基礎資料として、①農業生産法人等地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(2) 農業生産法人等 地番別土地利用調整結果一覧表

農業生産法人等 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	農業生産法人等 区分別集積方法
Ⓐ	0001	1.20	田	6	(所)Ⓐ 1.20
	0002	1.06	畑	6	(所)Ⓐ 1.06
	0103	1.40	田	2	(賃)Ⓐ 1.40
	0205	1.35	〃	4	(受)Ⓐ 1.35
小計	5.01			5.01	
計					

注1:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入する。

3 農業生産法人等の育成状況

農業生産法人 等の名称	経営面積 (h a)		農業生産法人 となった日	特定農業生 産法人とな った日 (予定含 む)	認定農業 者認定日	経営所得 安定対策 加入日	法人形態	構成員 数 (人)	常時従事 者数 (人)	経営方針
	うち 地区内									

注1:「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。

注2:常時従事者数とは農地法第2条第7項第2号ニに規定するものをいう。(以下同じ。)

(別記様式第20号)

番 号  
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	( )		
	( )		
	( )		
計	( )	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ ( ) は、うち担い手に集積された面積

3 耕作放棄地面的集積の実績



(運用別表の区分の欄の4の(3)オの事業を実施する場合のみ記入する。)

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)
農業者	/			
うち認定農業者数				
農業生産法人				
うち認定農業者数				
生産組織				
特定農業団体				
その他法人				
今後育成する農業者				
<合計>	(耕作放棄地面積)	[    ]	[    ]	[    ]
	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に面的集積した面積 (ha) を記載 (合計欄の[    ]内には地区内農用地面積に占める担い手に面的集積した耕作放棄地の割合を記載)。

※「要件達成確認年度」とは、取扱い第8の6の確認を行う年度である。

4 特記事項 (事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等)

(別記様式第21号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

基盤整備関連経営体育成等促進計画(又は農業農村活性化計画)達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。  
記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注: 1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注: 2 「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注: 3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

## 2 事業達成状況

### (1) 農地利用集積の実績

#### ア 担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地 面積 (ha) A	担い手の 所有面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手への 基幹3作業 受託面積 (ha) D	担い手への 利用集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積 に占める担 い手への利 用集積率 E/A
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C			
事業実施前									F
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) G1
増加ポイント G1-F									( )
〇〇年度まで									G2
増加ポイント G2-F									

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

#### イ 高度経営体への農地利用集積の実績

区 分	農用地 面積 (ha) A	担い手へ の利用集 積面積 (ha) B	高度経営 体の所有 面積 (ha) C	高度経営体への使用収益権面積 (ha)				高度経営 体への 基幹3作 業受託面 積(ha) E	高度経営 体への 利用集積 面積 (ha) F=C+D+E	農 用 地 面 積 に 占 め る 高 度 経 営 体 へ の 利 用 集 積 率 F/A	高度経営体 集積向上率 (該当年度F -事業実施 前F)/(事業 実施前A-事 業実施前B)
				経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 D				
事業実施前										G	
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) H1	
増加ポイント H1-G										( )	
〇〇年度まで										H2	
増加ポイント H2-G											

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：複数の高度経営体を育成している場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。ただし、「高度経営体集積向上率」は、合計の表にのみ記入する。

#### ウ 特定高度経営体への農地利用集積の実績

区 分	農用地 面積 (ha) A	特定高度 経営体 の所有 面積 (ha) B	特定高度経営体への使用収益権面積 (h a)				特 定 高 度 経営体へ の基幹3 作業受託 面積(ha) D	特 定 高 度 経 営 体 へ の 利 用 集 積 面 積 (ha) E=B+C+D	農 用 地 面 積 に 占 め る 特 定 高 度 経 営 体 へ の 利 用 集 積 率 E/A (%)
			経営基盤強 化法の賃借 権設定	農地法第3 条による賃 借権設定	そ の 他	計 C			
事業実施前									
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで									

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：特定高度経営体集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(2) 認定農業者の育成実績

	市町村全体				地 区 内					
	現 況	目 標 A	全農家 戸数 B	目標割合 (%) A/B	現 況 C	計 画	〇〇年度 まで D	全農家 戸数 E	認定農業 者比率 (%) D/E	増加率 (%) (D-C)/C
認定農業者数						( )				

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(3) 担い手別農地利用集積方法

権利等 の種類	担 い 手 区 分									
	農業者		農業生産 法人		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計	
	うち認定 農業者		うち認定 農業者							
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(4) 担い手等育成の実績  
ア 担い手育成の実績

区 分	農業者 (人)		農業生産 法人 (法人)		生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
	うち認定 農業者		うち認定 農業者					
計 画 時								
目 標								
実績(〇〇年度まで)								

イ 高度経営体育成の実績

区 分	品目別対策対象者				一定規模以上の 認定農業者		過半の農業所 得を確保する 認定農業者		左記以 外の特 定農業	その他市町村長が特に 認める担い手			計
	認定農業者		特定農 体数)	その他	認定農業者		認定農業者			認定農業者		特定農業 団体(団 体数)	
	農業者 (人)	法人 (法人 数)			農業者 (人)	法人 (法人 数)	農業者 (人)	法人 (法人 数)		農業者 (人)	法人 (法人 数)		
計画時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
目標	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実績(〇〇年度まで)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：( )は特定高度経営体集積促進事業を実施する場合のみ特定高度経営体について記入する。

(別記様式第22号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

### 基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。  
記

#### 1 事業実施状況

##### (1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

##### (2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

## 2 事業達成状況

### (1) 農用地面的集積の実績

#### ア 担い手への農用地面的集積の実績

区 分	農用地 面積 (ha) A	担い手の所有面積のうち面的集積面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				担い手への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) D	担い手への面的集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積に占める担い手への面的集積率 (%) E/A
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前									F
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) G1
増加ポイント G1-F									( )
〇〇年度まで									G2
増加ポイント G2-F									

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

#### イ 高度経営体への農用地面的集積の実績

区 分	農用地 面積 (ha) A	担い手への面的集積面積 (ha) B	高度経営体の所有面積のうち面的集積面積 (ha) C	高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積 (ha)				高度経営体への基幹ほ場3作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) E	高度経営体への面的集積面積 (ha) F=C+D+E	農用地面積に占める高度経営体への面的集積率 (%) F/A	高度経営体面的集積向上率 (該当年度F-事業実施前F) / (事業実施前A-事業実施前B) (%)
				経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 D				
事業実施前										G	
計 画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) H1	
増加 ポイント H1-G											
〇〇年度まで										H2	
増加 ポイント H2-G											

上段( )：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度、

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：複数の高度経営体を育成している場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。ただし、「高度経営体面的集積向上率」は、合計の表にのみ記入する。

(参考) 農用地利用集積の実績

ア 担い手への農用地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の所有面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手への基幹3作業受託面積 (ha) D	担い手への利用集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積に占める担い手への利用集積率 E/A
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前									
〇〇年度まで									
増加ポイント G2-F									

イ 高度経営体への農用地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手への利用集積面積 (ha) B	高度経営体の所有面積 (ha) C	高度経営体への使用収益権面積 (ha)				高度経営体への基幹3作業受託面積 (ha) E	高度経営体への利用集積面積 (ha) F=C+D+E	農用地面積に占める高度経営体への利用集積率 F/A	高度経営体集積向上率 (該当年度F-事業実施前F)/(事業実施前A-事業実施前B)
				経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第3条による賃借権設定	その他	計 D				
事業実施前											
〇〇年度まで											
増加ポイント H2-G											

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：複数の高度経営体を育成している場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。ただし、「高度経営体集積向上率」は、合計の表にのみ記入する。

(2) 担い手別農用地面的集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		農業生産法人		生産組織		特定農業団体等		その他		今後育成すべき農業者	計						
	うち認定農業者		うち認定農業者															
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。



(参考) 担い手別農用地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農業生産法人		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計	
	うち認定農業者		うち認定農業者						組織数	団体数
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)		
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手区分の欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(3) 高度経営体育成の実績

区分	品目別対策対象者				一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		左記以外の特定農業	その他市町村長が特に認める担い手			計
	認定農業者		特定農 体数)	その他	農業者 (人)	法人 (法人 数)	農業者 (人)	法人 (法人 数)		認定農業者		特定農業 団体(団 体数)	
	農業者 (人)	法人 (法人 数)								農業者 (人)	法人 (法人 数)		
計画時(○年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
生産基盤整備事業等完了時(○年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
目標年度(○年度)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

注：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(別記様式第23号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 農業生産法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農業生産法人等の所有面積 (ha) B C		農業生産法人等への使用収益権面積 (ha)								農業生産法人等の基幹3作業受託面積 (ha) H=B+D+F I=C+E+G		農業生産法人等への利用集積面積 (ha) 計	農用地面積に占める農業生産法人等への利用集積率 H/A (%)		
				経営基盤強化法の賃借権設定		農地法第3条による賃借権設定		その他		計							
				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外					地区内	地区外
事業実施前																J	
計画	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	K1
増加ポイント K1-J																	( ) [ ]
〇〇年度まで																	K2
増加ポイント K2-J																	

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段[ ] : 目標年度

注1 : 運用の第2の1に該当する農業生産法人等について記載する。

イ 経営所得安定対策加入経営体への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	経営所得安定対策加入経営体の所有面積 (ha) B C		経営所得安定対策加入経営体への使用収益権面積 (ha)								経営所得安定対策加入経営体の基幹3作業受託面積 (ha) H=B+D+F I=C+E+G		経営所得安定対策加入経営体への利用集積面積 (ha) 計	農用地面積に占める経営所得安定対策加入経営体への利用集積率 H/A (%)		
				経営基盤強化法の賃借権設定		農地法第3条による賃借権設定		その他		計							
				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外					地区内	地区外
事業実施前																J	
計画	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	( ) [ ]	K1
増加ポイント K1-J																	( ) [ ]
〇〇年度まで																	K2
増加ポイント K2-J																	

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段[ ] : 目標年度

注1 : 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農業生産法人等①		農業生産法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農業生産法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区 分	個別農業者 (人)	農業生産法人等①		農業生産法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
計 画 時						
完 了 時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農業生産法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

### 3 農業生産法人等の状況

#### (1) 農業生産法人等の経営状況

農業生産法人等の名称	経営面積 (ha)		農業生産法人となった日 (予定含む)	特定農業生産人となった日 (予定含む)	認定農業者認定日 (予定含む)	経営所得安定対策加入経営体となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時従事者数 (人)	経営方針
	うち 地区内								
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
事業の種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報告			
		合計			
	その他事業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報告			
		合計			
構成員数	総数				
	農地提供者①				
	農業常時従事者②				
	農地保有合理化法人③				
	市町村・農協等④				
	承認会社⑤				
	議決権の状況 (うち市町村・農協系統の有するもの)		( )	( )	( )
	法人と取引関係等にある者⑥		( )	( )	( )
業務執行役員数	総数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に従事する者数				
備考					

注1：運用の第2の1に該当する農業生産法人等のみを記載対象とする。

注2：農業生産法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

注3：農地法第15条の2に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。

(2) 農業生産法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 1年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
2年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
3年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
4年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
5年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
【完了時】 6年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
完了後 2年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
完了後 3年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
完了後 4年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				
完了後 5年度目	平成 年 月				
	平成 年 月				
	平成 年 月				

注1：農業生産法人等が複数設立した場合は、設立した法人毎に作成する。

注2：運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

(別記様式第24号)

番 号  
年 月 日

農業生産法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

農地整備事業に係る取扱い第7の3の規定により、下記のとおり農業生産法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 農業生産法人等の概要

農業生産法人等名 (法人形態)	農業生産法人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対策 加入経営体になっ た日		
( )						
経営面積	営農状況			構成員数	常時従事者数	
	うち地区内	作 目	作付面積	生産量		構成戸数
田： ha	ha		ha	kg		
畑： ha	ha		ha	kg		
その他： ha	ha		ha	kg		

3 農業生産法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農業生産法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

注：事業の種類区分については、農地法第15条の2に基づき農業委員会に提出された報告書における記載上の注意の4に即して記載すること。

5 農業生産法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農業生産法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--



(別記様式第25号)

**農地整備事業(畑地帯担い手支援型(単独施設整備))計画概要書**

**第1章 目 的**

事業の目的を簡潔に記載する。

**第2章 地域の所在地及び現況**

地域の所在及び地積、補強工事の対象となる施設の状況並びに補強工事の必要性について記載する。

**第3章 施設整備計画**

補強工事の内容について記載する。

**第4章 費用の概算**

総額のみ記載する。

**第5章 効 用**

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

**第6章 他の事業との関係**

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

**第7章 計画概要図**

5万分の1地形図に記載する。

(別記様式第26号)

平成 年度

高生産性土層改良事業計画概要書

地区  
( 県)

農 政 局

## 高生産性土層改良事業計画概要書 目次

- I. 事業の目的
  - 1. 地域開発の方向と本地区の位置付け
    - (1) 地域の自然的・社会的立地条件
    - (2) 地域農業の動向と開発方向
  - 2. 地区の設定と事業の必要性
    - (1) 地区の設定
    - (2) 事業の必要性
    - (3) 事業の緊急性
- II. 地域の所在及び現況
  - 1. 地域の所在
  - 2. 地積
  - 3. 現況
    - (1) 地形及び土壌
    - (2) 気象
    - (3) 受益農家の実態
- III. 営農計画及び土地利用計画
  - 1. 営農計画
  - 2. 土地利用計画
  - 3. 作付方式
- IV. 整備計画
  - 1. 土層改良計画
    - (1) 客土
    - (2) 混層耕
    - (3) 除礫
    - (4) 心土耕
    - (5) 心土破碎
    - (6) 土壌改良
  - 2. 暗渠排水計画
  - 3. 農地保全計画
- (1) 侵食状況
- (2) 排水路
- (3) 防風林
- (4) 侵食防止工
- 4. 堆肥盤の整備
- 5. 農業集落環境管理施設
- V. 事業費
  - 1. 総括
  - 2. 施工計画
- VI. 効用
  - 1. 投資効率及び所得償還率総括
  - 2. 年総効果額及び年総増加所得総括表
  - 3. 農家負担年償還額
  - 4. 総合耐用年数
  - 5. 面積関係の算定
    - (1) 地目別面積及び本地面積一覧
  - 6. 効果の算定
    - (1) 農業生産向上効果
    - (2) 農業経営向上効果
  - 7. 効果等指標算出基礎
- VII. 関連事業
  - 1. 本事業との関連
  - 2. 事業の概要
  - 3. 計画の諸元
- VIII. 添付図面
  - 1. 計画一般図
  - 2. 計画平面図
  - 3. 基盤整備状況図

### I. 事業の目的

- 1. 地域開発の方向と本地区の位置付け
  - (1) 地域の自然的・社会的立地条件
  - (2) 地域農業の動向と開発方向
- 2. 地区の設定と事業の必要性
  - (1) 地区の設定
  - (2) 事業の必要性
  - (3) 事業の緊急性

### II. 地域の所在及び現況

- 1. 地域の所在  
                  県          郡          町

## 2. 地 積

(単位: ha)

事項	水田	畑	樹園地	小計	山林 原野	道水路	その他	計	農 振 指 定 等 の 内 訳		
									農振内農用地	(農振内白地)	(市街化区域)
現況	( )	( )	( )	( )				( )			
計画	( )	( )	( )	( )				( )			

( ) は不可避受益地で内数

## 3. 現 況

### (1) 地形及び土壌

#### ① 地 形

地 目	水 田						計	畑 ・ そ の 他						受益地標高 最高 最低	備 考 平均傾斜
	傾 斜 区 分	1/1,000 以下	1/1,000 ~ 1/500	1/500 ~ 1/300	1/300 ~ 1/100	1/100 以上		3° 以下	3° ~ 8°	8° ~ 10°	10° ~ 15°	15° ~ 20°	20° 以上		
面積(ha)														m	m
比率(%)															

#### ② 土 壌

##### ア. 畑 地

項 目 土 統(区)名	同左 番号	土 壌 断 面						堆積 様式	母材	乾湿 透水性	面積(ha)		地目	土壌柱状図 (粘土含有 量記入)	要改良 策	
		土色	腐植	礫 (地表下m)	酸 化 沈積物	土 性					泥岩層 泥礫層 (地表下m)	現況				計画
						表層	下層									

##### イ. 水 田

項 目 土 壌(区)名	同左 番号	土 壌 断 面				乾 湿 (地下水位)	計 画 地 目	面 積 (ha)	土 壌 柱 状 図 (粘土含有量記入)	要 改 良 策
		泥岩層 泥礫層	土 性		礫層					
			表層	下層						

### (2) 気 象

#### ① 一般気象

期 間 項 目	かんがい期 ( 月 日 ~ 月 日)		非かんがい期 ( 月 日 ~ 月 日)		年 間	観測所名
	平均気温	降水量 (mm)	平均 基準年	平均 基準年		
平均気温						観測期間 年 ~ 年
降水量 (mm)	平均					根雪期間 日( 月 日 ~ 月 日)
	基準年					無霜期間 日( 月 日 ~ 月 日)
降水日数 (日)	平均					最多風向
	基準年					平均風速 m/s

② 特殊気象

観測期間： 年～ 年

項目	第 1 位			第 2 位			第 3 位			第 4 位			第 5 位			備考 (採用 値)
	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	数量	年月日	確率	
最大日雨量 (mm)																
最大時間雨量 (mm)																
最大連続雨量 (mm)																
連続干天日数 (日)																

(3) 受益農家の実態

年度	平成 年 (A)					平成 年 (B)					動 向						
	専 業	第 1 種兼業	第 2 種兼業	計		専 業	第 1 種兼業	第 2 種兼業	計		増 減 率 (B/A)×100						
専 兼 別 農 家 数	戸数(戸) 比率(%)				100	戸数(戸) 比率(%)				100	比率(%)						
階 層 別 農 家 数	戸数(戸) 比率(%)	1.0ha未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上	戸数(戸) 比率(%)	1.0ha未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上	増 減 率 (B/A)×100						
農 業 就業者数	農家人口	農業就業者	基幹的 農業従事者	非 恒 常 的 者		農家人口	農業就業者	基幹的 農業従事者	非 恒 常 的 者		増 減 率 (B/A)×100						
耕 地 面 積	戸数(戸)					戸数(戸)					増 減 率 (B/A)×100						
	戸当(ha)					戸当(ha)					水田	畑	樹園地	計			
主要作物 作付状況	作物名					作物名					増 減 率 (B/A)×100						
	作付面積 (ha)					作付面積 (ha)					比率(%)						
農用機械	台数(台)	トラクター	田植機	コンバイン	動力防除機	台数(台)	トラクター	田植機	コンバイン	動力防除機	増 減 率 (B/A)×100						
	普及率(%)					普及率(%)					比率(%)						
戸当たり 農家所得	金額(千円)	農 業	うち 販売第1位 農産物作物	農 外	計	金額(千円)	農 業	うち 販売第1位 農産物作物	農 外	計	増 減 率 (B/A)×100						
	比率(%)				100	比率(%)				100	比率(%)						
指 標	項目					項目					生 産 力 水 準						
	農業就業人口増加率		基幹的農業就業者増加率		農業就業人口減少率	農業就業人口1人当り耕地面積		基幹的農業就業者1人当り耕地面積		トラクター1台当り耕地面積	代表作物の生産力					土 利 用 率(%)	
	農家戸数増減	農家戸数増減	農業就業人口増減	年次	実数	係数	実数	係数	実数	係数	主要作物		作付面積	単収	対照比率		
	地区区分					(ha)		(ha)		(ha)			(ha)	(kg/10a)		地区	
県平均						100		100		100					県 平均		

Ⅲ. 営農計画及び土地利用計画

1. 営農計画















## 7. 効果等指標算出基礎

10 a 当 た り 指 標	① 事業費	{当該事業費 ( 円) + 関連事業費 ( 円) } / 受益面積 ( ha)	円	
	② 地元負担額	地元負担額合計 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円	
	③ 年償還額 (平均)	地元負担年償還額合計 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円	
	④ " (本事業)	地元負担年償還額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円	
	効 果 額	⑤ 農業生産向上	年効果額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑥ 農業経営向上	年効果額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑦	年効果額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑧ 計		円
	所 得 額	⑨ 農業生産向上	年増加所得額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑩ 農業経営向上	年増加所得額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑪	年増加所得額 ( 円) / 受益面積 ( ha)	円
		⑫ 計		円
⑬ 所得償還率 (平均)	年償還額合計 ( 円) / 年総増加所得額 ( 円)	%		
⑭ " (本事業)	年償還額 ( 円) / 年総増加所得額 ( 円)	%		
⑮ 年総効果額	農業生産向上 ( 円) + 農業経営向上 ( 円) + 生産基盤保全 ( 円)	千円		
⑯ 年総増加所得額	農業生産向上 ( 円) + 農業経営向上 ( 円) + 生産基盤保全 ( 円)	千円		
⑰ 妥当投資額	年総効果額 ( 円) / { ( 資本還元率 ) × ( 1 + 建設利息率 ) } - ( 廃用損失額 ( 円) )	千円		
⑱ 投資効率	妥当投資額 ( 円) / { ( 本事業費 ( 円) + 関連事業費 ( 円) ) }			

## VII. 関連事業

1. 本事業との関連
2. 事業の概要
3. 計画の諸元

## VIII. 添付図面

1. 計画一般図 (縮尺: )
2. 計画平面図 (縮尺: )
3. 基盤整備状況図 (縮尺: )

(別記様式第27号)

事業計画の概要

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	～ 年度	
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概要	名称	主要諸元		受益面積	基本事業計画		
					造成工期	造成工事費	受益面積
	畑かん 施設	構造(形式)、規模(延長)、数量等		ha	年度 ～	千円	ha
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等					
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等					
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、 計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等					
〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、 基礎、護床工型式、附帯設備等						
施設整備 計画	(補強工事等の規模、工法等について記載する。)						
事業費	種目		数量	金額		備考	
基本事業 の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						
対象施設 の 管理状況	施設名	管理費(最近10ヵ年平均)			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 費用負担区分		
関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性	
法 手 続 予 定 表							
図 面 等	1 一般計画平面図(5万分の1地形図) 2 主要補強工事図面 3 基本事業概要図						

注：基本事業とは本事業による補強工事等の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。以下同じ。

(別記様式第28号)

事業計画書

第1章 目 的	3 幹線用水路
第2章 地域及び地積	4 その他かんがい施設
第1節 地 域	4-1 ダム
第2節 地 積	4-2 頭首工
第3章 対象施設の状況	第5章 工事の着手及び完了の予定時期
1 畑地かんがい施設	第6章 工事費の総額及び内訳
2 揚水機場	第7章 効 用
3 幹線用水路	第8章 関連する事業
4 その他かんがい施設	1 基本事業
4-1 ダム	2 維持管理事業
4-2 頭首工	3 その他の関連事業
第4章 施設整備計画	第9章 計画図面
第1節 要 旨	1 現況平面図
第2節 用水施設	2 計画平面図
1 畑地かんがい施設	3 主要工事図面
2 揚水機場	

第1章 目 的

第2章 地域及び地積

第1節 地 域

第2節 地 積

( 年 月現在) (第1表)

市町村名	現況地目	田	畑	計	備 考
		ha	ha	ha	

第3章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 畑地かんがい施設

(第2表-1)

施設	構 造	規 模	管 理 受託者	管理受託 年 月 日	数 量	基本事業計画		備 考
						造 成 工 期	造 成 工事費	
						年度	千円	
補強工事を必要とする理由								

## 2 揚水機場

(第2表-2)

機場名	関係河川名					位置		管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業計画			備考	
	ポンプ					原動機					その他 の施設	造成 工期	造成 工事費		受益 面積
	形式	台数	口径	揚水量	実揚程	運転時間	種類								
			m/m	m ³ /s	m	hr/日		KW PS			ha	年度	千円	ha	
補強工事を必要とする理由															

## 3 幹線用水路

(第2表-3)

水路名	最大 通水量	延長			構造		管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	末端支 配面積	基本事業計画				備考
		開渠	その他	計	開渠	その他					造成 工期	造成 工事費	受益 面積	末端支 配面積	
		m ³ /s	m	m	m	m									
補強工事を必要とする理由															

## 4 その他かんがい施設

### 4-1 ダム

(第2表-4-1)

名称	位置				管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業計画				備考			
	形式	堤高	堤長	堤体積				有 効 貯 水 量	年 間 利 用 水 量	集水 面積	満水 面積		造成 工期	造成 工事費	受益 面積
ダム本体		m	m	千m ³	千m ³	千m ³	km ²	km ²			ha	年度	千円	ha	
余水吐	形式	設計 洪水 流量	取水 設備	形 式	最 大 取 水 量	そ の 他 の 施 設									
補強工事を必要とする理由															

### 4-2 頭首工

(第2表-4-2)

名称	タイプ		河川名		位置		基本事業計画								備考	
	河川状況(セキ地)		堤長		洪水吐		取水施設		管 理 受 託 者	管 理 受 託 年 月 日	受 益 面 積	造 成 工 期	造 成 工 事 費	受 益 面 積		
	流域 面積	計 画 高 水 量	平均河 床標高	固定部	可動部	型式	ゲート H*L*スパン	型式								取水量
	km ²	m ³ /s	ELm	m	m				m ³ /s			ha	年度	千円	ha	
土砂吐		護床工		その他の施設												
排砂 流量	ゲート H*L*スパン	延長	構造													
m ³ /s		m														
補強工事を必要とする理由																

## 第4章 施設整備計画

### 第1節 要 旨

第2節 用水施設

1 畑地かんがい施設

(第4表-1)

水路	補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
		構造	数量	

2 揚水機場

(第4表-2)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
	構造	数量	
ポンプ			
原動機			
吸水槽			

3 幹線用水路

(第4表-3)

水路	補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
		構造	数量	

4 その他かんがい施設

4-1 ダム

(第4表-4-1)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
	構造	数量	
堤体			
余水吐			
取水設備			

4-2 頭首工

(第4表-4-2)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備考
	構造	数量	
堤体			
取水設備			
護床工			

第5章 工事の着手及び完了の予定工期

2 維持管理事業  
3 その他の関連事業

第6章 事業費の総額及び内訳

第9章 計画図面

第7章 効用

1 現況平面図

2 計画平面図

第8章 関連する事業

3 主要工事図面

1 基本事業